

厚生文教委員会会議録

平成20年3月11日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:42

○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

「議案第10号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第10号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計予算について、補足説明をいたします。

予算書の217ページをお願いいたします。第1条において、本年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億4,830万7千円と定めるものでございます。本年度の国保会計は、医療制度改革による後期高齢者医療制度に係わる予算項目を新規に加え調整いたしております。

予算書の230ページをお願いいたします。まず、歳出予算から説明いたします。1款1項総務管理費において、1目一般管理費で、職員18人分の人件費及び13節委託料の国保税電算システム改造委託料を含め経常的な事務費を計上いたしております。2目では、福岡県国民健康保険連合会負担金を、3目の医療費適正化特別対策事業費では、レセプトの点検や資格の適正化事務等に係る経費を計上いたしております。次のページの2款保険給付費、1項療養諸費においては、退職者医療制度改正により65歳以上の退職被保険者に係るものが、一般被保険者の療養費と変わりますので組み換えを行い84億1,360万8千円計上いたしております。次に、2款2項高額療養費の給付金につきましても、一般と退職の組み換えを行い計上いたしております。3項出産育児諸費、4項葬祭諸費では、昨年の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。3款1項後期高齢者支援金では、新規に福岡県後期高齢者広域連合への療養給付費分の支援金、及び事務費分の拠出金として合計13億8,443万5千円を計上いたしております。次のページをお願いします。4款1項前期高齢者納付金において、144万6千円を計上いたしておりますが、これは65歳から74歳の前期高齢者の割合に応じて、交付金額及び納付金額を定め、保険財政を補填する制度が新規に設けられたものでございます。5款1項老人保健拠出金では、老人医療費の拠出割合に応じて支払基金へ拠出するものですが、本年度より後期高齢者医療制度への移行により、大幅な減額計上となっております。(昨年度当初比84.6%の減)次に、6款1項介護納付金では、2号被保険者に対する介護給付費納付金を、7款1項共同事業拠出金では、保険者として高額医療費共同事業に拠出するもので、見込み額を計上いたしております。8款1項特定健康診査等事業費では、新規に保険者に義務付けされた特定健診及び保健指導に係る経費を計上いたしております。本年度は健診受診率45%、保健指導率25%を目標といたしております。次のページの2項保健事業費では、3,167万6千円の減額となっておりますが、これは75歳以上の対象者が除かれたためのものでございます。以下、9款諸支出金、10款予備費をそれぞれ計上いたしております。次に、財源としての歳入について説明をいたします。恐れ入りますが、224ページに戻っていただきたいと思っております。1款1項国民健康保険税でございます。国保税は、本年度より各保険者から後期高齢者医療広域連合への支援金を創設するために、税率改正が必要となり、新税率での算定を行っております。尚、税率は医療分と支援分及び介護分に分かれておりますが、トータルでの税率に変更はございませんが、限度額56万円が45万円と12万円に分割したことにより合計で59万円となり3万円引き上がっておりますので若干その影響が出ております。新しい税率は、医療分で所得割8.5%・資産割8.7%・均等割19,300円・平等割21,200円

と、新たに設けられた支援金分で所得割2.0%・資産割6.3%・均等割5,300円・平等割5,800円に分割し、介護分の所得割2.3%・均等割10,800円は現行と変更はございません。1目は一般被保険者分、2目は退職被保険者分、それぞれに医療給付費分・支援金分・介護納付金分を現年度と滞納繰越分に区別し見込み金額を計上いたしております。説明の欄には、所得割、資産割、均等割、平等割、以下増減調整するもの額を記載いたしております。次のページの合計欄に記載しておりますように、後期高齢者医療制度の影響で昨年度より約10億5,842万6千円減額(△27.1%)での計上でございます。次のページをお願いいたします。2款は使用料及び手数料。3款国庫支出金、1項国庫負担金で、一般分・老人保健拠出金分・介護納付金分に加え支援金分に係る国の負担34%分、並びに高額医療費共同事業の負担分1/4、新たに、特定健康診査等負担金を計上いたしております。次の、2項国庫補助金では、財政調整交付金として、普通調整交付金15%並びに精神結核分等の特別調整交付金を計上いたしております。4款1項療養給付費交付金では、退職被保険者療養諸費等に係る支払基金から交付されるものを計上いたしております。5款1項前期高齢者交付金では、退職者医療制度の改正に係わる新規のもので24億7,238万7千円を計上しています。6款県支出金、1項県負担金では、高額医療費共同事業負担分と新規に特定健康診査等負担金を計上いたしております。2項県補助金では、定率交付金及び財政健全化交付金を計上いたしております。次のページをお願いいたします。7款1項共同事業交付金では、高額医療、保険財政共同安定化事業に関する交付金を計上いたしております。9款繰入金、1項一般会計繰入金では、低所得者の保険税軽減分等に係る繰入金を計上いたしております。以下、10款繰越金、11款諸収入をそれぞれ計上いたしております。以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

○ 楡井委員

今回の国保特別会計は後期高齢者医療制度との絡みでそれなりの動きのある会計になってると思います。それで後期高齢者医療制度実施による国保会計への影響額、先ほど約10億6千万円と言われたと思います。これの内容と言いますか、人数、金額、減免の7割5割2割という減免の制度があると思いますが、それに関する人数と金額。それといまひとつは限度額が56万円から59万円へ3万円引き上げると言うことになっていきますので、その点についての影響する人数と金額についてご説明願いたい。

○ 健康増進課長

19年度との比較で説明します。被保険者で15,083人の減、世帯数で7,870世帯、金額では10億5,242万6千円の減というふうな数字です。軽減でございますけど7割軽減が5,642人減、世帯で4,145世帯、金額で1億7,192万9千円の減。5割軽減の人で998人の減、世帯で272世帯、1,686万4千円の減。2割軽減で1,825人の減、826世帯の減、1,276万5千円の減です。トータルで8,465人、5,243世帯、2億155万8千円の減でございます。限度額につきましては154世帯の増、金額では1億6,374万2千円の減額になっています。56万円から59万円へのこれは医療分のみですが、トータルで1,025世帯、合計金額で3億3,633万8千円で1億1,963万2千円の減額という形になっています。それとこの差額分のみで算定しますと約1,400万円程度の影響額がでろうかと思っています。

○ 楡井委員

230ページだったと思いますが、システム改造委託料というのがあってと思いますけど、これはどういう内容なのか説明をお願いします。

○ 健康増進課長

今回の医療制度改革でいろいろ制度の改革がなされまして、特に軽減措置あたりが随時出てきた部分がございます。そういったものの軽減緩和される措置を、現行のシステムでは出来ませんのでその部分の改造といった経費です。

○ 楡井委員

次に65歳から74歳までの方たちが従来の1割負担から2割または現役世代並みということで3割の窓口負担が増えることになると思います。これで被保険者の負担増がどのくらいになるものなのか、また逆に被保険者の負担が増えたら保険者である飯塚市の負担が軽くなるのか、その点の関係を説明していただきたいと思います。

○ 健康増進課長

1割から2割に負担が変わられる方は、70歳から74歳の方です。この負担につきましては軽減措置が設けられまして、1年間負担は現行のままですので1割負担ということで個人の負担は変わらないという形になります。なおその負担分については国が直接医療機関へ支払うという形になりますので、保険者といたしましては9割負担が8割負担に変わりますので、その部分負担減ということになるかと思えます。金額として3億2,800万円程度見込んでいます。

○ 楡井委員

出産一時金が増えています。予算として。それから葬祭給付費が減っています。これは見込みということで説明がありましたけど、これについての説明と申しますか、確かに裏づけがあるものなのかどうか、その説明をして下さい。今回妊婦健診の回数が2回から5回に引きあがったということ自体は評価できるものではありません。まずはそこを説明願います。

○ 健康増進課長

基本的な考え方は予算の積み上げの段階で前年度の4月から10月までの実績と、11月から3月までの後期の分の見込み、この部分を合計しまして過去3年の伸び率で乗じまして試算いたしています。出産一時金につきましては件数244件、この件数は19年度と同じでございます。ただ、試算上での伸び率では92.9%と若干下向きなんですけど、19年度の実績がかなり高く見込まれます、約136%程度見込まれるので20年度におきましては安全度といったものを見込んで19年度と同じ金額を計上しています。また葬祭費につきましては伸び率については105%程度あるわけですが75歳以上の老人の方が後期高齢へと移りますのでその部分を減額して大幅に減ってると思っています。

○ 楡井委員

それで出産一時金の事ですけど、子どもさんが増えるのは市長もはじめ望むところでしょう。それでこの出産の健診の回数を2回から5回に引き上げたことは評価できると申しました、そのことについては変わらないんですが、この方向は政府が打ち出した方向でもあって時代の流れというような状況でもあるんじゃないかと思うんですね。それで市独自のものでやろうということになれば、更にこれを7回10回と言う形に引き上げることで評価がもっと高まると思いますのでこれについては是非検討していただければというふうに思うわけです。それで質問ですが、特定健診が今年度からはじまるということで、平成20年度の活動見込み7,700万円余りが組まれていますので、この中身についてご説明願います。

○ 健康増進課長

特定健診につきましては、国保の被保険者の40歳から74歳までが対象という形になります。対象者数の見込みとしては、25,610人を見込んでいます。そのうち5年後の目標に向かいまして20年度におきましては目標の受診率を45%と設定いたしまして、健診受診者数11,525人を見込んでいます。なお、その受診された方の中から特定保健指導の対象者といったものを2,519人見込んでいますが、この指導率を25%に設定して保健指導を行っていきたく思っています。その保健指導の中身につきましては動機付けといった指導、積極的な指導そういった階層化した保健指導によりまして改善をお願いしていきたく思っています。

○ 楡井委員

確認ですが受診率45%、それから指導25%、これは5年後の数字ですか。

○ 健康増進課長

45%、25%については20年度の目標値です。

○ 楡井委員

そうすると5年後には100%に近づくということがいいんでしょうけど、最終的に5年後にはどういう状況になるのか。また、それが達成できなかった場合ペナルティーがあるやにもお聞きしていますがその点はいかがでしょう。

○ 健康増進課長

計画の中で5年後には只今申しました45%の受診率を65%、国保被保険者として国から定められた目標値ですが、その指導率も求められています、これが45%、この数字に近づけるために5ポイントずつの上昇を計画しています。この最終的な5年後の目標値をベースに基本的にそこに達していない保険者、そこに後期高齢者への支援金部分の加算減算といった処置が設けられています。10%の範囲内に置きまして目標を達成した保険者にはその範囲内で減算、未達成の部分では加算といったような措置が設けられています。

○ 楡井委員

目標達成したりし無かったりということで保険者の対する支援金が増えたり減ったりするという事ですけど、国が支援金を増やしたり減らしたりするというのは、後期医療制度のお金の負担割合が国の方が50ということになっていたと思いますが、この50%が増えたり減ったりするという意味ですか。

○ 健康増進課長

後期のほうの財源内訳につきましては、5割が国費となっています。あと40%が各保険者の負担割合になっています、残り10%がいわゆる保険料になりますので、その40%のところの額が保険者ごとに加算、減算が出てくるということでございます。

○ 楡井委員

もし達成できなくて、この40%部分が少なくなるということになると、少なくなった分は誰が補填するんでしょうか。

○ 健康増進課長

基本的に只今申しました40%の所要額という額が決定されますので、その中に例えば100保険者があれば、100保険者の中で上がったり下がったりするところが出てくるということです。

○ 委員長

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

今回の国保会計についてはですね、約10億6千万円というお金が後期高齢者の関係で出てくると、そういう意味では後期高齢者医療制度のほうへ国保会計も切りかわっていくということになるというふうに思いまして、後期高齢者については後ほど討論をさせていただきますけど、その慣らしとすることがこの会計にも含まれているというようなことを考えまして、この議案については反対の態度を表明します。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第10号 平成20年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第11号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計予算について、補足説明をいたします。予算書の241ページをお願いいたします。第1条において、本年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,236万4千円と定めるものでございます。(対前年比18.1%)

本年度より、後期高齢者医療制度が施行されますので、老人保健特別会計では大幅な減額計上となっております。246ページをお願いいたします。まず、歳出予算を説明いたします。1款1項総務管理費の1目一般管理費では、経常的な事務費を計上、2目医療費適正化推進事業費で、レセプト点検委託料に係る経費等を計上いたしております。2款1項医療諸費では、医療費の見込みは、本年3月診療分の医療費及び月遅れの請求分のみで計上をいたしております。3款では、予備費10万円計上いたしております。次に、歳入ですが、恐れ入りますが前のページに戻っていただきたいと思っております。1款1項支払基金交付金、2款1項国庫負担金、3款1項県負担金、4款1項一般会計繰入金において、それぞれ一月分に係わる交付金・負担金等を計上いたしております。以下、5款に繰越金、6款に諸収入をそれぞれ計上いたしております。以上で老人保健特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この会計についても、先ほど国保会計のところでも反対しましたように後期高齢者医療制度への道ならしというような関係もあろうやに思いますのでこの会計についても反対の態度表明をさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第11号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第12号「平成20年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の249ページをお願いします。第1条において、「保険事業勘定」の歳入歳出の予算総額はそれぞれ104億1741万千円と定め、また、同条3項で、「介護サービス事業勘定」の歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億4,574万6千円と定めるものです。「保険事業勘定」の歳出の方から、事項別明細書に基づき主な項目のみ説明いたします。260ページをお願いします。歳出1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の1億9,062万6千円は介護保険業務に携わる職員23人の人件費等経常的な経費が主なものです。262ページをお願いします。同款3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費2,070万8千円は、1節の介護認定審査会委員の報酬1,867万

3千円が主なものです。同じく2目 認定調査等費8,479万7千円は、介護認定調査員14名分の7節 賃金3,816万円、及び12節 役務費の主治医意見書等作成手数料3,570万4千円(8400件分)などが主なものです。次に263ページをお願いします。2款 保険給付費は、平成19年度の介護サービスの利用状況、今後の要介護等認定者の見込み、介護サービス利用単価など介護給付費の動向及び施設の整備状況等から項目ごとの給付見込みを積算したものです。(保険給付費合計)1項 介護サービス等諸費は要介護1~5の認定者の居宅サービス、施設サービスに要する給付費で計82億2,537万3千円を見込み、1目 居宅介護サービス給付費は29億641万円、2目 施設介護サービス給付費 41億2,744万6千円は(年間利用者を延べ16,320人と1施設増を見込み計上)同款2項 介護予防サービス等諸費は要支援1・2の認定者の介護予防サービスに要する給付費で計8億8,397万8千円を見込んでいます。1目 介護予防サービス給付費7億4,370万9千円が主なものでございます。次に266ページをお願いします。4款 地域支援事業費、1項 事業管理費1目 事業管理費9,327万7千円は地域包括支援センター業務に携わる職員(11人)の人件費が主なものです。267ページをお願いします。同款、2項 介護予防事業、1目 介護予防特定高齢者施策事業費9,332万7千円は、生きがい活動支援通所事業、食の自立支援事業をはじめ、特定高齢者候補者の把握のための生活機能評価、特定高齢者を対象とした高齢者筋力アップ事業などの介護予防事業の委託料8,907万2千円が主なものです。なお、従前は健康増進課が行う基本健康診査と併せて実施していましたが、20年4月から(健康診断の実施が医療保険者毎となるとともに、)実施主体が介護保険者となったため、生活機能評価に係る予算を新規に計上しています。2目 介護予防一般高齢者施策事業費2,436万5千円は地域ネットワーク活動推進事業の補助金1,832万9千円及び新規事業として一般の高齢者を対象とした高齢者筋力アップ教室委託料479万6千円が主なものであります。同じく3項 包括的支援事業・任意事業費、1目)総合相談事業費5,820万5千円は、在宅介護支援センター運営事業及び新規事業として、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業費20万円を計上しております。同じく3目 任意事業費6,164万円は13節委託料4,726万9千円、在宅介護用品給付費などの20節扶助費811万3千円が主なものであります。5款 基金積立金、1項 基金積立金1目 介護給付費準備基金積立金の9,279万5千円は、20年度は保険収支上、保険料の余剰金が8,646万8千円生じる見込みで、その他基金運用収入などと併せて、後年度の保険給付の財源にあてるため、介護給付費準備基金へ積み立てるものです。

歳出を終わりました、歳入の説明をいたします。255ページをお願いいたします。1款 保険料は、第1号被保険者の人数、所得段階別の割合などの動向を参考として人数を見込み積算しております。1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料、1節 現年度分特別徴収保険料15億7,448万1千円は公的年金から特別徴収者を 2万8,442名の保険料収入を計上しています。2節 現年度分普通徴収保険料1億9,178万2千円は普通徴収者3,966名の保険料を計上しております。なお、現年度分全体の徴収率は98.44%を見込んでおります。次に3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、1節 の現年度分16億9,000万円は歳出の保険給付費に対する国の義務負担率、施設等給付費は15%、その他の給付費の20%分となっています。同じく3款 2項 国庫補助金、1目 調整交付金、1節 現年度分調整交付金7億462万4千円につきましては、本市は低所得者の方が多く、また後期高齢者が多いため全国平均の5%より2.13%多い、7.13%の交付率で計上しております。(17.30%) 次に256ページをお願いいたします。4款 の支払基金交付金、5款 県支出金及び次ページの6款 繰入金は、それぞれ歳出の保険給付費に対する義務負担割合などで計上しております。

引き続き「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をいたします。276ページをお願いします。歳出、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費2,856万6千円は介護予防のケアプラン作成にかかる嘱託職員賃金1,948万5千円と電算システム機器借上料537万6千円が主なものであります。2款 事業費、1項 1目 居宅介護支援事業費1億1618万円は包括支援センタ

一における要支援者のケアプラン作成に当たる嘱託職員（管理者1人＋ケアマネ21人（5減））賃金6,249万1千円と居宅介護支援事業の委託料2,157万6千円が主なものです（社協出向6人）。次に275ページ、歳入、1款 サービス収入、1項 予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入9,011万6千円はケアプラン作成に係る介護報酬の収入です。2款 繰入金、1項 1目 一般会計繰入金5,515万6千円は職員の人件費や事務費に対する一般会計からの繰入金となっております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

歳入の255ページですか、保険料が5,200万円ほど増額になってると思います。これで、その中身を見ますと特別徴収が増えて普通徴収が減ってるんじゃないかと思うんですが、この特別徴収で増えた分、普通徴収で減った分の原因はどのように判断されているのかお聞きしたいと思います。

○ 介護保険課長

第1号被保険者保険料が5,200万円ほど増加の原因ですが、これは純粋に高齢化の進行により第1号被保険者の増加に伴います収入の増でございます。それで特別徴収が増え、普通徴収が減ってるという事ですが、平成18年10月から遺族年金、障害年金が介護保険料の特別徴収の対象となっております、また19年4月から特別徴収の切り替えの時期、18年度までは年に1回10月が切り替えでございましたが、19年4月からは4月6月8月10月と飯塚市の場合4回の切り替えをいたしておりますので、普通徴収者より特別徴収者への移行をするという事かそのほうが多くなっているということでございます。ちなみに特別徴収者は2万8442人、普通徴収者は予算上3966人と見込んでおります。

○ 楡井委員

それから258ページでしょうか。生きがい活動通所支援事業利用者負担金というのが606万円。これが平成19年はいくらだったんでしょうか。それから食の自立の問題での個人負担が従来350円だったのが400円に50円値上げになります。2520万円くらい増えるというふうに、当然個人負担ではないかというふうに思いますけれども、その2点、そういう理解でいいかどうか教えていただきたいと思います。

○ 高齢者支援課長

まず生きがい活動通所支援事業利用者負担金でございますが、平成19年度の当初予算では504万2千円を計上いたしております。今年度は表記のとおり606万円となっております。それと食の自立支援事業負担金でございますが、これは介護保険における利用者負担金400円、これ食数が介護保険事業の場合におきまして6万3千食予定しておりますので、掛けまして2520万円となっております。

○ 楡井委員

先ほど一緒に聞いておけばよかったけど、この6万3千食というのは昨年19年度に比べて、増えていますか、減っていますか。

○ 高齢者支援課長

食の自立支援事業、また他のデイサービス事業も同じでございますが、飯塚市の基準がございます。その中で介護保険に該当する方につきましては、その部分につきまして特別会計で計上させていただくと。それ以外のものにつきましては、一般会計で計上させていただくというシステムをとっております。その中で18年度から19年度にかけて、特定高齢者の基準がいろいろと変更になっております。それで該当する方が全体としては変わりませんが、介護保険に該当する方、また一般会計で該当する方、移動がっております。トータルで申しますと、食の自立支援事業ではほぼ昨年並みを予定いたしております。

○ 楡井委員

人数が昨年並みで金額が2500万円くらい増えるということにはなるんだと思います。2500万円丸々増えるかどうか分かりませんが、負担金が当然50円引きあがるわけだから、当然金額的には昨年比では大きくなるというふうと考えられます。

次に、265ページでしょうか。予防サービス給付費というんですかね、これが1億8200万円くらいマイナスになってると思うんですよね。その次のところとの関係があるんですけども、ちょっとよく私理解がいきませんので、これがもしこのままだったら予防重視という方向から外れたことになるんじゃないかなというふうにも思ったりするんですけども、その点の説明をお願いしたいというふうに思います。

○ 介護保険課長

介護予防サービス費につきましては、要支援1の方が対象となる部分でございますけれども、当初見込んでおりました要介護者の人数よりも、計画で見込みました人数よりも、実際要支援1の方が少なく、概ね年間を通じて2400人程度で推移しておりますので、20年度予算につきましても19年度の実績等勘案して、昨年度当初予算よりも減額して計上いたしておるのでございます。

○ 楡井委員

人数が昨年の予測よりも少ないということで、今年度の予算は少なくしたということだと思いますけれども、1億8200万円も減るということは、対象の人数を要支援1・2の方たちは何人というふうに把握されているんですか。

○ 介護保険課長

19年度予算につきましては、18年度、19年度もそうでございますけれども、介護保険事業計画に見込みました人数で当初予算は計上いたしております。19年度12月補正におきまして、介護予防サービス等諸費、全体でございますけれども、当初予算の10億6600万7千円から概ね決算見込みとして8億5千万円程度というふうに見込んでおります。当初要支援1の方を概ね3千人程度見込んでおりましたけど、先ほど申しましたように年間を通じて19年度実績が2400人程度ということでございますので、1億円強の補正と申しますか、19年度当初に比べて少なく予算を計上いたしたものでございます。

○ 楡井委員

約600人、人数が少ないだろうということで、昨年比で1億8200万円ほど予算を減らしたということのようにお聞きします。

次に、269ページになるんでしょうか、介護の自立を助けるというようなことで車いすだとか電動ベッドだとかを貸し出しておったのを、介護保険法の改悪で貸しはがしという状況が生まれた、昨年このことについてはお聞きしました。この貸しはがしの実態、この1年間やってこられて、その実態と同時に予算的には、金額的にはどのくらい浮いたといえますか、支出が少なくなったのかについてお聞きしたいと思います。

○ 介護保険課長

介護保険で使用されます福祉用具のレンタルは費目的に申しますと263ページの介護サービス等諸費の1目、居宅介護サービス等給付費および264ページの2項、介護予防サービス等諸費の中の介護予防サービス給付費の中に含まれておまして、予算書の中では個別に福祉用具の金額と申しますか、出ておりません。ちなみに20年1月現在の利用者は車いすおよび付属品の利用者は25名、特殊寝台、いわゆる電動ベッドでございますが、利用者は11名となっております。

福祉用具の給付につきましては、18年度決算における福祉用具レンタル分のみでございますけれども、これは要支援1から要介護5までの方を含む給付費でございますが、1億6,667万円程度でございます。

19年度の福祉用具の決算見込みは概ね1億2,500万円程度を見込んでいまして、すべてが軽度認定者の方の減額とはいえませんが、概ね給付費で4,000万円の減少の見込みとなっています。

○ 楡井委員

それから、ヘルパーさんの定着率の問題を代表質問のところでお聞きして御答弁頂いたのですが、そこでもう少し話をすることが出来ませんでした、それでこのヘルパーさんの定着率について部長答弁もありましたけど、この飯塚市として具体的な対策が御答弁の中に無かったように感じたんですが、部長答弁のように市が独自にヘルパーの定着率に関する対策というようなことを持っておられないかを最後にお聞きします。

○ 介護保険課長

先日の代表質問の中で、ヘルパーの定着率について部長のほうで答弁しています。定着率云々につきましては資料としては飯塚市独自のデータはございませんので国のデータを基に答弁させていただいています。ただ、質の向上のためにはどうしてもヘルパー若しくは介護職員の定着率がいいほうがいいわけで、その分につきましては国の方が今現在介護給付費分科会、社会保障審議会の方で検討中のございまして介護報酬のあり方を含めて一応本年度末ぐらいでに答申を出す予定でございまして、市といたしましても介護サービスの質の向上のために検討いただくよう市長会等で要望していきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほど何点かお聞きした中で、貸し剥がしで4,000万円くらいですかね、それから生きがい通所支援の利用者負担、これが昨年に比べて100万円多くなるとか、それから食の自立でも50円の値上げと50円と6300掛ければその数字が出てくるんですけど、そういう負担の大きさが随所に見られる今回の予算であります。更には介護予防サービス等が人数の見込みが600人も減ってるというような、ちょっとそういう意味では荒い予算の計上にもなっているんじゃないかなというふうに思ったりもしますのでこの議案については反対の態度を表明します。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第12号 平成20年度飯塚市介護保険特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 9:55

再開 10:05

委員会を再開いたします。

次に、議案番号は前後いたしますが、「議案第42号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

提案理由の補足説明をいたします。医療制度改革による75歳以上を対象とした後期高齢者

医療制度の施行に関して、保険料・期別・事務取り扱い等、関係規定の整備を行うものでございます。

98 ページをお願いします。第1条に広域連合条例を補完するものとしての趣旨を定め、第2条において、本市が行う事務として、保険料の徴収、認定申請の受付、保険証の引渡し、葬祭費の申請、保険料の減免など各種申請の受け付け事務を規定いたしております。第3条では、保険料を徴収すべき被保険者を規定し、第4条では、普通徴収の納期を7月から3月まで9期とすることを規定いたしております。第5条では、督促について、第6条では、延滞金について第7条で規則への委任規定をいたしております。第8条から第10条までは、罰則について規定をいたしております。又、附則において、第1条で施行期日、第2条で保険料の徴収の特例などを規定いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

第4条についてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。年金の支給日が2ヶ月に一回ということになるわけですから、奇数の月は年金が入りません。その場合どういうふうな措置がとられるのかについてお願いします。同時に同じようなことですが、附則の2条ですか、ここにも6期となっておりますがこの内容も説明していただきますようお願いします。

○ 健康増進課長

後期高齢者医療の保険料につきましては徴収の方法として特別徴収、年金からの差引、4月から2ヶ月に1回偶数月に入ります年金からの特別徴収。それとここに規定しています普通徴収による徴収の方法、この方法につきましては各市町村の条例に基づいて決定するという形になっています。7月から3月までの9期になっています。ちなみに国保につきましては10期ですが、賦課を広域連合のほうで行います、高域連合が賦課事務を行うためには各市町村からのそれぞれの対象者の方のデータといったものを送付する必要があります。そういった事務的な手続きにおきまして、ここに示しているのはあくまでも納付書によって納入していただく方々の普通徴収の納期でございます。それと年金の特別徴収と2種類あるということを説明したいと思います。それと附則の第2条におきましては、これは経過措置に関わるものでいわゆる社会保険の被扶養者で今まで保険料が発生しなかった対象者の方で今回保険料が発生するといったものの経過措置として2年間の5割軽減がございます、それにまた更なる経過措置として半年間は無料、後半年は1割、後半年は5割という、半年、半年、1年の区切られた部分のまず10月から1割部分が発生しますのでそのことをここに記載しているわけです。

○ 楡井委員

この4条の9期は普通徴収の人のためというふうなことでしたが、当然特別徴収のほうにも関わってきますが、特別徴収の方の引き去りは2ヶ月に1回引き去ることになるんですか。

○ 健康増進課長

4月から6回に分けての引き去りと言う形になると思います。

○ 楡井委員

8条、9条、罰則があります。この罰則のほかに滞納者についての保険証の取り上げということも合わさってかなり厳しい罰則だというふうに思います。国保のほうについてもこの8条の関係はあるようですが、9条の罰則規定これも国保のほうにもあるんでしょうか。

○ 健康増進課長

罰則の部分については基本的に国保のほうにもございますが、条文として明確にこのものと同じ形で国保のほうに載ってるかどうかについては詳細にチェックしていません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この条例については後期高齢者医療制度への道を開くということでの環境整備といいますか、そういうことであるというふうに理解をしますし、更に第4条で決められていますように特別徴収の方は2か月分をいっぺんに引かれると言うようなことで非常に毎月でも金額的には変わらないんですが、感じとして負担感が大きいんじゃないかというふうにも思います。更には附則第2条による扶養者だった人が、今度は独自に徴収されるというようなことを半年間だけ延期するというようなことにもなりました。これ全国で200万くらい人数がおられるそうです、これは後ほど質問事項ありますけど、飯塚市ではこれが何人になっているのかなどもお聞きしたいと思うんですが、そういう問題点もありますし、8条9条のような非常に厳しい罰則も掲げられてるということについてはこの条例については賛成することが出来ないというふうに思いますので、この議案第42号については反対ということでは表明をしたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案番号は前後いたしますが、「議案第32号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

提案理由の補足説明をいたします。平成20年4月1日より、後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、経理を明確にするために「飯塚市後期高齢者医療特別会計」を設けるものでございます。又、「愛生苑」につきましては、昭和50年に飯塚広域市町村圏事務組合が建設して以来、本市が運営を行ってまいりましたが、平成20年4月1日に社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会に委譲することになっております。このため、特別会計を設置する必要がなくなったことから、特別会計設置条例中の「飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計」を削除しようとするものです。併せて、条文整理を行い、附則において施行期日並びに経過措置を規定しております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

42号と、更には次の13号とも関連するんですけど、後期高齢者医療制度のための新たな会計を作る、更には愛生苑の会計を閉鎖するようなことですけど、後期高齢者医療制度についても更には愛生苑の麻生グループへの譲渡についても認めがたいということでもありますので、そういう主張も繰り広げてきました。したがってこの32号についても賛成できないということでは反対の態度表明をしたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第32号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の議員は举手願います。

(举手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第13号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明をいたします。予算書の279ページをお願いいたします。第1条において、本年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,880万円と定めるものでございます。本年度より、後期高齢者医療制度が施行されますので、新規に計上するものでございます。284ページをお願いいたします。まず、歳出予算を説明いたします。1款1項総務管理費の1目一般管理費で、職員4人分の人件費並びにシステム保守点検委託料等の事務費を計上いたしております。2項で、徴収事務に係わる経費を計上いたしております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金においては、広域連合への納付金として保険料分11億5,330万1千円、事務費分4,212万9千円は、県下全市町村での人口割50%・高齢者人口割48%・均等割2%の割合で計算された額並びに保険料の7割・5割・2割の軽減に係わる保険基盤安定分、これは、県が4分の3と市が4分の1負担するものですが、これらを併せて14億7,942万8千円を計上いたしております。3款では、予備費10万円計上いたしております。次に、歳入ですが、恐れ入りますが前のページに戻っていただきたいと思っております。1款1項後期高齢者医療保険料ですが、特別徴収分並びに普通徴収分合計の11億5,330万円計上いたしておりますが、対象者の内訳は、特別徴収者13,462人、普通徴収者2,489人となり、徴収率を特徴100%、普徴87.25%と見込み計上をいたしております。2款1項では督促手数料、3款1項一般会計繰入金において、市並びに広域連合の事務費に係わる繰入金と保険基盤安定繰入金をそれぞれ計上いたしております。以下、4款に諸収入を計上いたしております。以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは先ほどの二つの議案と関連するところもあるかも知れませんが答弁をお願いしたいと思います。この後期高齢者医療制度について、撤回もしくは見直しというような意見書が各自治体から続々と上げられていっていると思っております。岐阜でしたかね、自民党の市会議員団の方が提案して全会一致で採択になったとか、北九州市でも最近そのようなことが言われているというふうにお聞きしています。現在全国でいくつの自治体が撤回若しくは見直しの意見書を採択されてるかご存知でしたらお聞かせください。

○ 健康増進課長

詳細には把握していません。

○ 楡井委員

2月末だったと思いますが約530位の自治体がこれを採択してるというふう聞いています。更に現在2月議会3月議会が行われていますので増えていくのではないかと、既に3分の1の自治体を突破してるんじゃないかなというふうに思います。

それから次の質問ですが、社会保障審議会特別部会と言うのがありまして、後期高齢者の心身の特性ということで、厚生労働省の方が発言してる場合があります。それは老化に伴う生理

機能の低下により、治療の長期化、複数疾患への罹患がみられる。多くの高齢者に認知症が見られる、いずれ避けることの出来ない死を迎える。というようなまとめた報告書が提出されているんですけど、こういうふうな報告書ないしは発言の内容をご存知でしょうか。

○ 健康増進課長

詳細には存じていませんが、新聞等に報道されてる部分では理解しています。

○ 楡井委員

その発言の過程でしょうが、2015年までには、この後期高齢世代にかかる医療費、これを2兆円削減すると、削減できると。更には2025年までには5兆円が削減できるというふうな試算があると報告されていますが、このこともご存知でしょうか。

○ 健康増進課長

先ほど申しましたように、新聞等の報道等でそのような数字は把握しています。

○ 楡井委員

この問題を審議始めた当初、担当課の皆さんからどの位の対象者が飯塚市におられるのかというふうにお聞きしましたところ、1万6,700人というような答弁を頂いていたんじゃないかと思います。今回の資料では16,152人というような数字で予算が組んであると思いますが、この500人位少なくなった原因、見込み違いなんだろうけど、これはどういう理由でしょうか。

○ 健康増進課長

後期の高域連合の方からいろいろなデータの収集、調査等が来るわけです。その時期時期によりまして多少数字は変わってまいります。当初申した数字とかなり変わってきてる分もあると思いますし、それと被保険者数と賦課人数、こういったところもいわゆる、例えば施設等に入ってある方々の住所地特例でどこに賦課する、どこに住所をおく、そういったものもございまして数字は多少変わっておると思いますけど約1万6千人前後という数字でございまして。

○ 楡井委員

特別徴収の対象者、普通徴収の対象者、これが1万6,152人のうち、特別徴収する方が何人なのか、普通徴収で保険料を納める方が何人おられるのか、先ほどの説明では、普通徴収の徴収率として87.25%といわれました、逆に言うと12.75%からは徴収できないだろうという見込みなんだろうけども、その理由ということなどについてもお聞かせ願いたいと思います。

○ 健康増進課長

特別徴収の本予算に計上しています特別徴収対象者数1万3,462人、全体の84.4%、普通徴収2,489人、15.6%。なおちなみにこれを合計しますと1万5,951人になります、1万6,152人という先ほど示された数字が変わってきます。それは先ほど申しましたようにそこに住所地特例等に付加対象外の方々が出てくるのでそういった数字になっているということでございます。あと普通徴収での徴収率を87.25%見込んで計上している根拠につきましては、只今介護保険の方で保険料の徴収を行っていますが、その徴収率を参考に87.25%を設定させていただいています。それから、その影響額といたしまして2,340万円程度を見込んでいます。

○ 楡井委員

そうするとその介護保険との合計もこの年金から引かれるということになってるようです。これなぜ年金から、介護保険の場合もそうでしたけど、後期高齢者医療保険の保険料がなぜ年金から天引きされるのかということについては、どういうふうなご判断をお持ちでしょうか。

○ 健康増進課長

通常保険料、税金等につきましては振込み、いわゆる納付書での窓口納付といった方法。口座振替といった方法等があるかと思いますが、この保険料につきましても、特に高齢者とい

った方になりますが、そういうふうな納付の手間を少しでも和らげるといった形での制度かなというふうに理解しています。

○ 楡井委員

非常に何といいますか、高齢者のことを思って年金からの天引きというふうな説明があったんですけど、私はそういうことじゃなくて、やはり滞納を出さないといいますかね、そういうことで国が無理やりここから引き取ってしまうというようなことじゃないかと思うんですよね。そういう意味では納付の手間を省くといえばきれいかなとは思いますが、内実はそういうことだと思えます。それでこの介護保険の保険料とこの後期高齢者医療保険の保険料の合計が、年金の2分の1を超えた場合は介護保険のほうを優先するのか、それとこの後期高齢者医療保険のほうを優先するのか、それについてはどうでしょうか。

○ 健康増進課長

特別徴収につきましては、年額18万以上の年金受給者を対象とされていますが、それが介護保険料と合わせまして受給額の2分の1以上になった場合には、今申されたように介護保険のみ徴収し、後期の部分につきましては普通徴収になります。

○ 楡井委員

ちなみに生活保護を受けておられる方の後期高齢者医療保険の保険料はどのような措置がとられるのでしょうか。

○ 健康増進課長

生活保護の方は対象外でございます。

○ 楡井委員

介護保険の場合は保険料を生活保護費の中に合わせて支給されてると思うんですよね。これは、生活保護者の方は後期高齢者医療保険の制度枠の別なんですか。

○ 健康増進課長

そのとおりです。

○ 楡井委員

扶養家族となっていた、国保やその他、息子さんや娘さんたちの扶養家族になってたような人達が、先ほどもちょっと言いましたけど全国で200万人くらいいるといわれています。それでこの人達は今まで保険料等は全く負担をしていなかったわけですが、今度新たに75歳以上ということで保健の対象になるという方が全国で200万、この飯塚市ではどのくらいおられるのか掌握しておられますでしょうか。

○ 健康増進課長

掌握いたしていません。基本的に今その数字を出すとするならば、現在の老人医療制度に加入されている方々の数字がベースになって算定してくるわけですが、老人医療の中には国保の保険者、社会保険の保険をもった方、国保の保険証をもった方いわゆる国保老人、社保老人といった老人の方が対象でございます。その社保老人の数は把握していますが、その中で本人であるか、被扶養者であるかといったことについては、事務上私どものほうでは必要ありませんので、そういったシステムがございませんし、把握していません。ちなみに本年の2月末の現行の老人医療制度で1万5,967人の対象者のうち社保老人としては5,609人が数字として把握いたしております。

○ 楡井委員

先ほどいった200万人の数字が飯塚市のほうでは掌握されていないということですけど、先ほどの42号でしたかね、その中では第1期の徴収が10月1日から始まるわけですよね、そういう状況の中で後半年あるからその間に準備をすればというようなことかもしれませんし、飯塚市がしないで広域連合のほうにするのかも知れませんが、そういう意味では数字の実態が掴まれていないということ言えばちょっと不安な気もしますがいかがでしょうか。

○ 健康増進課長

時期の問題でございまして、7月ぐらいの時期になりますと、このデータといったのは支払基金の方からそのデータ全て持って行くわけです。その中で飯塚市にそういった人達はどれくらいという数字はでるわけで、数字は7月ごろには出てくるんじゃないかという予測はいたしております。

○ 楡井委員

次に、後期高齢者医療保険の問題について、地域の方での説明会を行われたと思いますが、その回数、参加者、その中でどのような意見が出されたのかということについてお分かりならお知らせください。

○ 健康増進課長

この制度の説明会につきましては、具体的には地区懇談会、これは市民活動推進課と一緒に行った部分でございまして、これが地区公民会で12回、282人の参加でした。それとは別に独自に私どものほうに各種団体の集会等がある場で説明等をお願いしたという地域からの要望に応えました回数が10回で340人程度。また、今後予定している部分が3回、今のところでございます。その中で意見等につきましては縷々出ていますが、保険料について、金額なり支払い方法、国保税との比較はどうなるのかといったようなこと。制度につきましては、この制度の必要性とか、周知方法、問い合わせ方法とか、また、資格証明の話も出ていました。また、医療費につきましては、どうしてこんなに高いのかとか、どういったことをすれば医療費を減少させることが出来るんだろうかといったような話も出ていました。また、広域連合についての職員体制なりについての質問も出ていました。

○ 楡井委員

そうすると先ほど介護保険と後期高齢者医療保険の料金が年金から天引きされるということで質問しましたが、65歳から74歳の人達の国民健康保険料も年金から天引きされるようになるというふうなこともお聞きしましたが、そういう理解でいいのでしょうか。

○ 健康増進課長

65歳からの方についても国保料についての年金天引きという制度がございまして、本市につきましては10月からの予定にいたしております。

○ 楡井委員

次に、65歳からの74歳の方たちの、重度障がい者の方たちとのこの後期高齢者医療制度のとの関連をお聞きしたいというふうに思います。それでこの後期高齢者医療制度に75歳以下の方たちの重度心身障がい者の方たちが加入しなければ、県が実施している重度心身障がい者医療費助成制度という制度が適用されないというふうになるんじゃないかという心配の声を聞いてきたんですが、この点についてはどんな風になってるかわかれば説明してください。

○ 健康増進課長

現在の老人保健制度の中におきましても重度の方については75歳以下の方でも老人医療制度の中の対象者となっております。今回その方々がいわゆる後期高齢にいくか、現行のまま国保の方に残るか、そういった選択が可能になるといったようなことで、その手続きを今やっておりますが、基本的にその中でいろいろ相談をお受けします。現在のまま残れば基本的に重度の部分についての県の制度については、国保として残れば適用外になる、適用外になるということになれば一部負担が増えるといったことになってこようと思います。で、後期に移れば、基本的には後期に移ってくださいといったことが基本的な考えでございます。今までの老人医療制度をそのまま踏襲するということですので、基本的には何もしなければそのまま継続して重度の方も後期のほうに移っていただく、ただ、移っていただく保険料が発生すると。その保険料と負担部分との、どちらが損か得かと申しますか、負担が高いか低いといったことの相談が近頃増えています。結論から申しますと病院等に掛かれてる方につま

ては後期等への移行といったものが自己負担部分の軽減になるのではないかとといったふうに考えています。それと先ほど申されました前段で県の云々といった県の制度にいわゆる強制的に加入する、言葉的にはあれですが、そういったことが検討が今なされているといったことは新聞報道等で聞いていますが、具体的にどういった方向になるかということについてはまだ把握いたしておりません。

○ 楡井委員

いま説明がありましたように重度心身障がい者の方たちの医療費は相当高額になります。これは国保の予算書等を見ればこの人達の医療費の占める割合が非常に高いということはわかるというふうに思うわけですね。なぜ65歳から74歳の後期高齢者医療制度の対象外の人が、重度障がい者であるというのがゆえにこの制度に加入しなければ県のほうのいろんな助成制度が受けられないと、当然個人負担増になるというような結果を生むわけです。なぜこの65歳から74歳の人達をそういうアメと鞭のような感じでですね、後期高齢者医療制度の方に入らせなければならぬのかということについてはどんな風にお考えですか。

簡単に言えば65歳から74歳の重度障がい者の方たちを何で後期高齢者のほうに移さないかのかという事なんですけど。

○ 健康増進課長

先ほども申しましたように、基本的には老人医療制度をそのまま踏襲しますので現在の医療制度が後期高齢者、そういう対象者の方、65歳から74歳までの重度の方、75歳以上の方は現行の制度をそのまま維持するという形に基本的にはなっていくわけです。それと負担の増減につきましては医療にかかっている方、かかっていない方によって負担が増える増えないという要素になるかと思えます。現行では一部負担部分についても重度の方については公費での補填があるから負担がありませんといったことで現段階で病院等にかかっている方については後期で現状のままの医療制度に則って、その給付を受けられるほうが得策というふうには判断いたしています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほど後期高齢者の方たちの心身の特性ということ和社会保障審議会の特別部会の会議の中身、まとめをご紹介いたしました。こういう高齢者に対する位置づけが非常に内容的には冷たいものになっているというのがこの後期高齢者医療制度のひとつの特徴であります。それに加えてこの後期高齢者医療制度を運営する福岡県が最後の質問のところで行いました65歳から74歳の方たちの重度心身障がい者の方たちをこの後期高齢者医療制度に入らなければ県が実施している助成制度が受けられないというような方向で締め付けてきている、ここにはこういう重度心身障がい者の方たちや高齢者の方たちの医療費をなんとかしてでも押さえ込んでしまうというようなこと背景があるというふうに思うわけですね。それに加えて75歳というだけで国民健康保険や社会保険、政府干渉健康保険、これらから追い出されるという状況がありますし、保険料、これが年金から天引きされると、更にはもしそれが滞納になれば保険証これが先ほどの数字で明らかになりましたようにはじめから未納が出るということが予想されています。約300人くらいの数字になるんじゃないかというふうに思いますけども、この300人の方たちは直ちに未納者という形で保険証が支給されない状況があります。70歳以上の人達に保険証を渡さないことは出来ないというのが現在の条例であるわけなんですけど、それが簡単に破られてしまう、更には先ほど言いましたように厳罰にも等しいような罰則が規程されているというよ

うなこともありますし、更には保険での医療が制限されるというような諸々の内容を含んだ、よくない内容を含んだ制度だと思えます。そういう意味では75歳の人達、更には65歳から74歳の重度心身障がい者の方たち、この人達の間人としての存在が否定されるという非常に大きな人権問題じゃないかというふうに思うわけであります。市民が望むものかという私の代表質問に対して、部長答弁は非常にスカッとした答弁にはなっていないという内容としてもありますので、この点は詳しく本会議で述べたいと思えますけど、以上のような立場を含めてこの13号議案については反対を表明したいというふうに思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 平成20年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

「議案第16号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の319ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計予算につきましては、「特別養護老人ホーム桜の園」の予算であり、その歳入・歳出は、148,292千円を計上させていただきます。内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。323ページをお願いいたします。歳出の第1款 事業費、第1項 施設介護サービス事業費、第1目 施設介護サービス事業費の113,955千円の主なものにつきましては、「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の指定管理者であります社会福祉協議会への委託料であります。第2款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金の11,458千円は、サービス収入から委託料や介護サービス施設整備事業債、過疎対策事業債の償還金等の歳出を除いた金額及び基金預金利子などを、運営基金として積み立てるものです。第3款 公債費、第1項 公債費、第1目元金及び第2目利子の14,937千円は、桜の園の施設整備の際に起債した介護サービス施設整備事業債の償還金でございます。第4款 諸支出金、第2項 繰出金、第1目 一般会計繰出金の6,842千円は、桜の園の施設整備の際に起債した過疎債の償還金で、一般会計において償還するため一般会計に繰出しをするものです。次に、歳入の主な項目のみ説明させていただきます。322ページをお願いいたします。第1款 サービス収入、第1項 介護給付費収入、第1目 介護給付費収入、第1節 介護福祉施設介護給付費収入の108,043千円は、特別養護老人ホームの自己負担分を除く介護保険収入でございます。第2節 短期入所生活介護給付費収入の6,227千円は、ショートステイの自己負担分を除く介護保険収入でございます。第2項 自己負担金収入、第1目 自己負担金収入、第1節 介護福祉施設介護自己負担金の30,186千円は、特別養護老人ホームの自己負担金でございます。第2節 短期入所生活介護自己負担金の2,983千円は、ショートステイの自己負担金でございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

3、4点お聞きしたいと思えます。施設入所のベット数が30ということですので現在の入所数をお願いします、それから入所の方たちの所得水準について詳しくはわからないかもしれませんが一応所得水準についてお聞きしたいと思えます。それから待機者がどのくらいおら

れるのか、それと基金が今年度は1,060万4千円基金を積み立てることになっていますが合計基金としてはどれくらいの蓄積になっているのか、またこの施設に働いている職員の皆さん方の人数を教えてくださいたいと思います。

○ 高齢者支援課長

まず、現在の入所者ですが30名です。待機者につきましては10数名の待機者がおられます。所得水準につきましては現在詳しい資料を持ち合わせておりませんのでご了承を願います。それと基金合計ですが、現在のところ12月補正で7,500万円を予定しています。それと職員数につきましては23名でございます。

○ 楡井委員

30床で30人、これは出来た当初から非常に人気がいいのかいつも満床の状態が続いているようです。所得水準をお聞きしましたが具体的な御答弁がありませんでした。それでそう高い所得水準の方が入っておられるというふうには思われません。待機者も常時10数人おられるというようなことでもありますから、この施設の必要性というはお分かりになると思います。これで是非ですね、できることなら飯塚市としても民間で新しいこの特養が次々に出来ていってことはわかるんですけど、やはり飯塚市としても形はどういうことになるかわからないんですが、もっとこういう施設を充実させるということが介護保険それから後期高齢者医療制度、そういう関係から見ても必要なことじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で30人の入所者に対して23人の職員が働いているという意味では一定の雇用の促進ということにもなるんじゃないかと思われま。そういう状況の中でですね、低所得者の皆さん方から徴収した低所得者と言ってしまっていていいかどうかわかりませんが、前回、前々会聞いたときにはたぶんそういうふうな人達だというふうにお聞きしたように記憶もしています。そういう人達の自己負担の分も含めて現在7,500万円、今年1,000万円以上の基金を積み立てるというようなことでありますから、これはやはり積み立てなくて入所者の方たちへの返還を実現すべきじゃないかというふうに考えております。そういうことから考えてですね、今回のこの特別会計についても私としては反対の態度を表明させていただきたいと思えます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

答弁に対する感想を述べておりましたらいつの間にか反対討論になりましたので、内容的には反対討論はさきに述べたような状況であります。もちましてこの議案については反対の態度を表明させていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第16号 平成20年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は举手願います。

(举手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第22号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

「議案第22号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について補足説明いたします。予算書の373ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億4,240万2千円と定めるものでございます。内容の主なものにつきましては、事項別明細により、歳出の主なものから説明いたします。378ページをお願いいたします。1款 学校給食費、1項 学校給食費、1目 一般管理費の計4億4,628万9千円は、職員48人の給料、職員手当等及び調理補助の臨時職員等にかかる経費として賃金を計上しております。次の379ページをお願いいたします。19節 負担金補助及び交付金の主なものは、退職手当組合負担金としまして3,840万7千円を計上いたしております。同じく379ページの下段にあります。2目 給食事業費の1億2,368万6千円は、飯塚給食センター及び13校の給食施設の運営を行うための経費、光熱水費等、また施設を維持管理するための施設設備保守点検委託料等の経費を計上いたしております。380ページをお願いいたします。13節 委託料の飯塚給食センター配送業務等委託料は飯塚学校給食センター分であります。同じく380ページの下段にあります。3目 学校給食賄材料費の4億3,906万1千円は、教職員を含めた小学校22校の児童、7,426人、中学校12校の生徒、3,904人及び幼稚園児92人の合計11,422人分の給食賄材料費を計上しております。381ページをお願いいたします。2款 公債費、1項 公債費、1目の元金1,985万3千円は、地方債2億110万円の市債償還元金であります。また、2目の利子351万3千円は同じく地方債2億110万円の市債利子であります。最後に3款1項1目に予備費としまして1,000万円を計上いたしております。続きまして歳入の主なものについて説明いたします。元に戻っていただきまして、376ページをお願いいたします。1款 給食事業収入 1項 給食事業収入 1目の学校給食費の4億3,844万6千円は歳出の賄材料費で説明いたしました11,422人の給食費を計上いたしております。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金の6億302万4千円は、市が負担すべきものとされている、職員給与、手当、賃金及び学校給食施設の維持管理費等に充当されるものであります。最後に5款 諸収入 1項 雑入は、臨時職員の社会保険料負担金及び給食費の過年度収入であります。以上簡単ですが、飯塚市学校給食事業特別会計予算の概要の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

はじめに、これまで188回という形で回数が行われておりましたけど、これが今年度この20年度からは185回という形で実施されるということになっています。過去一番多かったときは191回でしたかね、というようなことで筑穂のほうでやられておりましたのでそういう意味では回数が減るところもありますし、穂波等180回ということでも実施されてきたところからみれば増えるということになります。そこで増えたり減ったりしてるところで、子どもさんの中でどのような影響なり状況が生まれているか、分かればお聞かせ願いたいと思います。分からなければなぜ分からないのかも教えてください。

○ 学校給食課長

いま、議員言われますように合併当時給食回数がばらばらでございまして、合併時において調整が来ていませんでした。給食回数につきましては、飯塚市給食運営審議会の答申に基づきまして給食回数を今年度から185回とするようにいたしております。この筑穂地区につき

ましては言われましたように合併時191回でやっておりました関係上一気に回数を減らすことが出来ないことから188回と、翌年度は185回で最終的に統一するという事になっていきます。今言われますどのような影響があるかということでございますけど、いままで各地区で一食単価に回数が違っておりました関係上ばらつきがございましたことが、回数をそろえることによって均一化されて飯塚市内の児童生徒が同じような一食単価の下に給食が提供できるというふうに考えています。

○ 楡井委員

それで今回の予算は颯田のセンターを廃止して飯塚のセンターに統合するというようなことであります。これで飯塚市のセンターで作ったものを颯田に運ぶということになるわけですが、そうなった場合の距離といいますかね、所要時間、そういうことについてのどれくらいかかるものなのか、その間で問題は無いのかですね、それからこの配送にかかる費用がどのくらいなものなのかを聞きたいと思えます。

○ 学校給食課長

颯田センターと飯塚センターを統合するという事で、所要時間の関係でございませうけども、飯塚センターから配送しまして大体10分前後だと考えております。それとこの配送にかかる費用ですが、試算といたしましては概ね400万円ぐらいかなという部分では思っております。

○ 楡井委員

次に颯田の給食でやってた頃の地元の農産物を含めて地元の産物を金額的にどの位使用していたものか、金額が分からなければ食材の%くらいは分かるんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○ 学校給食課長

颯田の食材の搬入につきましては地元の業者の方が搬入していただいております部分と給食会から食材を発注して入れていただいております部分があります。センター部分につきましては正確な金額はわかりませんが、大体月100万円前後ではなかったかなと思っております。

○ 楡井委員

その颯田の人達が納入していた月約100万円の金額なんですが、これは今度新しく飯塚のほうに統合するとそのまま引き続きこれが颯田の方の品物が飯塚のほうに搬入されるということになりますか。

○ 学校給食課長

地元農産物の利用ということであろうかと思えますが、地元の農産物につきましては今言われていますように地産地消のことも考えられますので、その辺については地産地消の点からも取り入れていかなければいけないかなとは思っております。

○ 楡井委員

従来どおり颯田の人達が納めていたものはそのまま引き継ぐというような御答弁じゃないかと思えますけども。それで自校方式を進めなければならないという答申が出ているわけですが、自校方式を颯田で実行するという事にしてもらいたいわけですが、今、伊岐須小学校、二瀬中学校ですかねこれとの関連、それから颯田での自校方式実施の見通し、これらについてわかりますか。

○ 学校給食課長

自校方式がどうなるかということだと思いますが、学校施設につきましては現在公共施設のあり方検討委員会の答申が今年度末に出る予定になっております。これを基に4月より基本計画に引き続いて実施計画を策定し、大規模改造工事等が実施される予定に併せまして、給食の自校方式の設備の整備につきましては既存の空き教室などの改造では面積確保や設備整備等困難がありますので、別棟に建設するなど学校内の建設敷地の確保等解決しなければならない問題がございます。今後につきましては大規模改造等と合わせて実施計画を策定し経費、スケジュール

ル等を充分に関係課と協議した上で同時施行を検討してまいりたいと思っています。そういうことで現段階では時期等についていついつというようなことは分かっておりませんのでよろしくをお願いします。

○ 楡井委員

これ35号との関連がありますのでそちらで聞くほうがいいのかどうか分かりませんが、本会議での答弁では伊岐須小学校、二瀬中学校は答申が出る前に改築したので今後は検討せないかんというふうには言われていました。で、颯田については今年度で耐震診断になるのか耐力診断になるのか検討せないかんというような答弁があっていました。これでもし耐力診断で全部改築しなければいけないということになればそのときには自校方式で併せた設計施工にしたいというような答弁だったと思いますけど、それが大体何時ごろになるのかという検討はされていますか。分かりましたら答弁していただきたいと思います。

○ 教育部総務課長

先の本会議でも答弁させていただきましたが、20年度におきまして、今後予算委員会において審議いただきますけども、20年度におきまして颯田小中学校の耐震診断等を行うようにいたしております。その結果に基づきまして、先ほど質問者が言われましたとおり耐震補強工事をするものか、改築工事をするものかの結果が出ますので、この場でいつその工事を実施しますとはお答えできませんのでご了承願います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

自校方式という方向が打ち出されておきまして、伊岐須小学校、二瀬中学校は既に時間的に間に合わなかったということですが、今後颯田の小学校、中学校については今年度の診断の結果だというような状況で報告をされました。ただし現在の学校給食の状況を統一して一本にするということはもし被害が何か起こった場合大変な状況に被害が広がるということでは不安が大きいと思います。更にそういう意味では現在の学校給食の状況を早く自校方式にするようにしていかなければなりません。35号との関連もありますが、それとの関連も含めてとりあえずこの議案については以上の討論で反対の態度表明ということにさせていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第22号 平成20年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 平成20年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

議案第26号平成20年度飯塚市立病院に係る飯塚市立病院事業会計予算についての補足説明をいたします。別冊になっております平成20年度飯塚市立病院事業会予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。第2条の業務予定量の患者数は、1日平均入院患者数180

人と外来患者数480人としております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款第1項の医業収益1億3,640万円と第2項医業外収益659万7千円の合計で病院事業収益として、1億4,299万7千円を、また支出の第1款第1項の医業費用1億3,640万円と第2項医業外費用659万7千円の合計で病院事業費用として1億4,299万7千円を計上しております。次のページをお願いします。第4条の他会計からの補助金としまして、一般会計から1億3,793万6千円を受けることになっております。次の3ページは予算実施計画、4ページは予算資金計画、5ページから7ページにつきましては、予定貸借対照表となっております。8ページをお願いいたします。予算の明細書でございます。収入につきましては、医業収入としまして第1項の医業収益は一般会計からの負担金で、普通交付税に算入されます250床分1億2,375万円と特別交付税に算入されます救急病院分1,265万円、合計1億3,640万円を計上しております。次に、第2項の医業外収益、1目他会計補助金は一般会計からの補助金で、普通交付税に算入されます、病院事業債の償還費措置分121万5千円と市、協会、医師会で構成いたします市立病院管理運営協議会等の運営に係る補助金32万1千円、合計で153万6千を計上しております。2目の負担金交付金は、指定管理者が負担する病院事業債及び合併特例債の交付税で措置される分を除いたところの償還分476万6千円を計上しております。その他の医業外収益としましては、病院内における売店・食堂等の目的外使用にかかる分、29万5千円を計上しております。次の支出については、第1項の医業費用、交付税で算入された病床、救急病院分を指定管理者に病院管理運営にかかる交付金として、1億3,640万円を計上しております。第2項の医業外費用1目企業債利息は、病院事業債の償還にかかります利子540万2千円を計上しております。本年度は据え置き期間として利子のみ支払いとなりますが、交付税で算入されます償還分と指定管理者が負担すべき償還分を合わせたものでございます。その他の経費としまして、市立病院管理運営協議会の委員報酬、旅費、消耗品、指定管理者が交付税措置分を除いて一般会計に負担すべき合併特例債の償還分、57万9千円、合計で90万円を計上しております。3目のその他交付金として、売店・食堂・理髪店・自動販売機等の施設の維持補修等を指定管理者の負担で行っていただくことから、売店等で徴収しました使用料29万5千円を指定管理者の病院施設の管理交付金として計上しております。以上で、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

先の委員会から何日かたっております。医師の確保について、現状どのようになっているのか、ご説明をお願いいたします。申し訳ありませんが、当初予定数、それと現在確保できている常勤の医師、もしくは非常勤の医師、それぞれについてご案内ください。

○ 企画調整部長

医師の確保状況につきましては、私のほうからご説明申し上げます。まず医師の採用予定数、これ、常勤医師32名に対しまして、3月10日時点でございます、常勤医師が21名、非常勤医師が13名、合計、常勤医師と非常勤医師合わせまして34名の確保が、今のところなされております。

診療科目の内訳についてご説明申し上げます。まず内科でございます。常勤医師10名に対しまして、11名の常勤医師が確保されておまして、また、2名の非常勤医師が確保されております。次に神経科でございますが、医療法の改正が行われておまして、今年の4月1日から、内科に特化された神経内科という科目に変更されるわけでございます。従いまして、この神経内科の医師につきましては、内科の医師がこの神経内科の診療にあたるというふうになっております。担当されます。ちなみに、神経科の常勤医師は1名でございました。従いまして、内科の医師がこの神経内科の診療にあたるということでございます。続きまして小児科でござ

います。小児科は常勤医師2名に対しまして1名の常勤医師が確保されております。外科でございます。外科は6名の常勤医師に対しまして5名の常勤医師。整形外科につきましては、常勤医師2名に対して、常勤医師は確保されておられませんけど、非常勤医師4名が確保されておまして、毎週土曜日を除く毎日診療が行われます。脳神経外科につきましては、1名の常勤に対しまして、現在のところ常勤の医師は確保されていない現状でございます。泌尿器科、1名の常勤に対しまして、常勤はゼロでございますが、非常勤医師2名が確保されておまして、毎週火曜日と金曜日の診療が行われます。眼科は2名の常勤に対しまして常勤2名が確保されております。耳鼻咽喉科は、2名の常勤に対しまして、常勤ゼロでございますけども、3名の非常勤医師が確保されておまして、毎週火曜・木曜・金曜で診療が行われます。リハビリ科につきましては、内科医の中からリハビリの専門医が選定されまして、その方がリハビリの診療にあたられます。放射線科は、2名の常勤に対しまして2名の常勤を確保いたしております。麻酔科は、1名の常勤に対しまして、常勤は確保されておられませんけど、2名の非常勤医が確保され、毎週水曜・木曜・金曜で診療が行われます。以上のように、常勤医師が11名の不足を来しておりますけれども、現在、地域医療振興協会と市とが一体となりまして、引き続き常勤医師並びに非常勤医師の確保に向けまして、県内の大学病院、それから自治医科大学のネットワークを通じまして、今、確保に向けて努力をいたしておるところでございます。これはあくまでも3月10日時点でございますが、日々、常勤・非常勤の医師が変動されてるということだけを、ご了承していただきたいと存じております。

○ 江口委員

先の報告から考えますと、幾分増えているのかなと思っております。ただ、もともとのお約束は、月曜日から土曜日までの診療を常勤医師で確保するという形でございます。まだまだ空白のところがございます。こちらのほう、きちんとやっていたかなくてはならないんですが、もし、これが足りなかった場合、その時にはどのような対応になりますでしょうか。例えば、それについて何らかのペナルティ的なものがあるのかも、併せてお教えいただけますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

4月1日に向けまして12診療科ということで開始します。部長が報告しました中で、脳神経外科ができてない、まだ決まってないということではありますが、それも、最悪でも非常勤という体制でも開始したいと思っております。もしそれが確保できなかった場合のペナルティということでございますけれども、ペナルティは考えておりません。

○ 江口委員

市民の皆様とのお約束は、12診療科を月曜日から土曜日まできちんとやるというお約束ですよね。それをベースにして、指定管理者をこちらのほうに決めたわけですから、それをきちんと守っていただかなくてはならないのは自明の理であります。ペナルティを考えていないというお話がありましたが、それについてはきちんと話を詰めながら、例えばこのぐらいまでだったら何とか我慢は出来るけれど、これから先についてはとても我慢が出来ないよという話をしないと。それこそずるずるいくことがありうるかもしれないです。例えば脳神経外科。ずっとないかもしれない。30年間ないかもしれないですよ。それはとても許される話ではないですよ。その点をしっかりとやっていただきたいと要望します。

あともう一点、看護師のシフトについて協議をするようにお話をさせていただく、するという形でしたが、それについては進んでいますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

3月中に、今度市立病院に雇用されます看護師、また他の職員も含めまして、いろいろ条件等について、協会のほうでお話を受けております。それを受けましてさらに、こういう条件ではどうかということで、今、看護師さんも含めまして職員の方にそういったことのお話をさせ

ていただいて、またお返事を頂くような状況になっております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

お医者さんの話は江口委員のほうから質疑がありましたので、私はダブらないようにしたいと思います。この予算書ですね。ここには、入院患者を1日180人とか、それから外来患者を1日480人とかいう形で算出されてるんですけども、市立病院は4月1日から協会のほうで運営していくわけですね。にもかかわらず、私たちがここで審議をして、180人だとか480人だとか、そういうことを審議すべき問題なんではないでしょうか、という疑問が湧くわけですね。それで、この数字はなぜこういうことになるのか、説明をお願いしたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

予算に挙げております予定量でございますが、1日平均で入院患者180人、外来患者480人となっております。この数字につきましては指定管理者のほうで筑豊労災病院の現在の1日平均の入院患者、また外来患者について報告を受けまして、その数値に基づいて算出されたものでございます。現在の1日平均の入院患者数につきましても160人という報告がありまして、今後は、先ほどの診療科の件でも報告しておりますけれども、内科・外科のほうの常勤体制ということで医師が確保されておりますことから、1日平均20名ほど増が見込まれるんじゃないかということで、180人としております。また、外来患者につきましては、現在、1日平均410人ということで、労災病院のほうから報告がっております。その数値に今後、小児科、それと整形外科は常勤ではありませんが、非常勤の中で医師の体制が揃っておりますので、そういった整形外科のほうも開始されるということから、1日あたり約70名の増が見込まれるということから480名ということで、算出されております。

○ 楡井委員

いやいや、それはそれで質問の一部としてはいいんですけども、今後も、来年度も、その次の年度もこういう形で、この場で、厚生文教委員会で、この飯塚市立病院の決算等について検討できるということなのかどうか、というのがわからないわけですね。こういうことが出来ないということを、私ちょっと理解してきたものですからね、指定管理者の関係で。その辺、どうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ここに挙げておりますものは、指定管理者のほうで今後管理運営を行うという、その中で、利用料金制ということで、患者との関係もございまして、一つの目安、と。今後、予算に挙がっておりますいろいろな交付金を交付するわけですから、一つの目安にはなるんじゃないかというふうな形で、挙げさせていただいております。

○ 楡井委員

数字を挙げることは、今言ったような形で計算されて180、480というようなことが算出されたというふうに思うんですけども、来年度も含めてこういう審議がこういう場で出来るのかどうか。そういう点をお聞きしたいんですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

病院の病床数よっての普通交付税とか、また、救急医療に関わる特別交付税として入ってきます。そういうことから、国からそういったところのお金を頂くことになりますので、ある一定、どのくらいの入院患者があるのかとか、また外来患者がいくらぐらいおられるのかとか、そういうことも数値が必要になってまいりますので、予算上に挙げさせていただいておるところでございます。

○ 楡井委員

そうすると、国のほうからベッド数だとか入院患者数だとか救急の状況とかいうようなこと

で、交付金が下りてくる、それを協会のほうに出さないといけないという仕事があるので、そういう意味では、この場でもそういうことが検討できるという理解でいいですね。はい、ありがとうございます。

それから、先ほどからもご質問がありましたけど、診療が、12科がまだ大事なところで埋まってないという意味で言えば、ベッドが250床あって180床になるだろうという予測であります。そうするとこれ、72%くらいにしかならないんですね。こういう状況で1年間の予算が執行できるものかどうか、ですね。それから外来患者にしても、労災病院が廃止になるというように発表された一番最後の時、発表された時点では、外来患者が千人近かった。900人を超えてたんじゃないかという記憶があるんですけども、そういうことからすれば、約半数の試算として提案されてるわけですね。そういう状況で、これが黒字経営といいますか、安定経営につながっていくのかどうかという心配が生まれてますので、ご答弁をお願いします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほども申しましたように、現在においては入院患者が160人ということで、平成17年度からみますと、平成17年度には214名の平均の入院患者でございました。また、平成18年度におきましては175人、また平成19年度では先ほど言いました現在の160人ということで、年々入院患者は減少しております。確かに、これまでの労災病院が廃止されるということが平成16年の3月でしたか、そういう報告が出されまして、それによる影響、また医者がそういうことで残らないということで、患者の方も少なくなってるということの原因があるというふうに聞いております。確かに180人となりますと72%の充足でございますが、今年は180、来年はまたそれ以上、200とか、250床にはまだ時間がかかると思いますが、その中で安定した医師を確実に確保してですね、医療の充実に努めないで、やはりそういったところの減少は止まらないというふうに考えておりますので、医師の確保をまず第一重要課題として、今後も引き続き努力していきたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

一番大きい問題としては、お医者さんの確保の問題だというふうに思います。1月の18日でしたか、この厚生文教委員会で説明があった時には21.6というような数字の報告がありました。で、結局現在でも、きちんと確保された分は21人から動いていない。まあ、非常勤の方が13人ですか、確保されて、何とか格好がつつあるのかなというふうには思いますけれども、やはり非常勤の交代では患者さんがやっぱり心配だと思うんですね。患者さんの立場に立てば。そういう意味ではどうしても、きちんと32人ですか、これを確保するという一層の努力が必要でありますけれども、こういう現状に至った原因が、やっぱり国の責任を追及してこなかったというところが、大きく響いてるんじゃないかと思います。で、閣議決定というふうで、国で決まったことだから仕方がないというような状況でしたけども、閣議決定は、筑豊労災病院という指名はやってないんですね。そういう意味で、やはり厚生労働大臣がそういうふう筑豊労災病院と言ったわけですから、そこへの働きかけをないがしろにしてきた、国の責任で医師を確保するという状況に至らなかったのではないかというふうに思っています。そういう意味でも引き続き頑張っていたきたいというふうには思うんですけども、また強く要望はいたしますけれども、本事業会計には反対の態度を表明させていただきたいと思いません。以上です。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 平成20年度飯塚市立病院事業会計予算」は、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校教育課長

議案第33号「飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるためのものがございます。提案理由と致しましては、平成18年3月合併の際、奨学貸付資金を全市の拡大したことや奨学資金貸付基金条例に専門学校生を追加したこと。次に、年々応募が増加傾向にあること、また、福岡県の奨学金に応募し、選考漏れをした者や応募していなかった者が飯塚市奨学資金貸付に応募することも予想されます。従いまして、現行の飯塚市奨学資金貸付基金条例の貸付定員を高校の部10名を18名に、大学の部15名を18名に増員することと成績条項を外すことで、貸付要件を緩和し、奨学金貸付を充実させるため今回の条例を改正するものがございます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中廣文委員

この件につきまして、保証人はどういうふうになってるのでしょうか。

○ 学校教育課長

保証人は2名、現行どおりとなっております。

○ 田中廣文委員

県の奨学金は1名ですね。この辺をやっぱり考えていただかないといかんと思うんですね。県と同じようにやっていただくということが、今後の課題かなというふうに思います。その辺をよろしく願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 教育総務課長

「議案第34号飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例」について、ご説明いたします。議案書の67ページをお願いいたします。これは、合併に伴いまして18年3月26付で施行されました「飯塚市立学校施設使用料条例」の全部を改正するもので、改正後の条例名は「飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例」とするものです。

改正の理由といたしましては、現在屋内運動場(体育館)などの学校施設を学校教育以外で市民の方などが使用する場合の適用条例につきましては、穂波・筑穂地区についてのみ「飯塚市立学校使用料条例」が適用され、飯塚地区については「飯塚市学校施設の開放に関する規則」、庄内・穎田地区については、「飯塚市学校管理規則」により運用しております。地区により学校施設を開放し使用させるための適用条例等が異なり、それに伴いまして使用料が異なること、申し込み方法も異なっておりましたので、市内全域同一条例のもと学校施設の開放について、適正かつ公正な施設使用の許可、統一使用料金を制定し、平等な受益者負担を求めると共に広く市民に学校を開放しようとするものであります。

全部改正でありますので、各条項についてご説明いたします。68ページをお願いいたします。第1条におきましては、本条例の趣旨を掲げております。社会教育、スポーツ振興のため学校施設を学校教育に支障のない範囲で使用させるための条例で必要な事項を定めることとしております。次に2条でその対象施設について掲げております。(1)の屋内運動場(体育館)から(7)のコンピュータ教室までの学校施設内の7つの施設・設備を対象としております。次に第3条で、学校施設を使用しようとするものは、団体登録を義務づけております。これは使用に際しての責任の所在を明確にすると共に、第12条で規定しています使用料の免除の対象になるかなどの判断に利用するものであります。次に第4条の1項で学校施設の使用許可について、同条2項で使用許可しない場合についてを定めています。次に第5条において、使用に際しての禁止行為を、第6条において許可の取消しについて定めています。第7条においては、使用中の事故の責任について、教育委員会の責に帰するものを除き、使用者がその責を負うものと規定しています。第8条においては、使用者が施設を毀損等した場合の損害賠償を求めることについてを、第9条においては使用後は使用前の状態に戻すことを定めています。70ページをお願いします。第10条においては施設の使用料を徴収することを二項において使用料は前納することを定めています。使用料金額については、71ページの別表に掲げていますとおり、屋内運動場(体育館)が一時間200円、武道場が同じく200円、屋外運動場は無料でその照明施設の使用料が同じく60円、水泳プールが同じく800円、普通教室が同じく100円、家庭教室がガス水道料金を含み150円、コンピュータ教室が電気代を含め同じく400円としております。いずれも金額に消費税相当額を含んでおります。なお、水泳プールにつきましては、団体等が有料で水泳教室を実施する場合等に使用料を徴収するもので、夏休み等に児童等に解放する場合は使用料の徴収はありません。旧条例等との比較については、資料として提出させていただいています学校施設目的外使用料等新旧対象表のとおりであります。説明は省略させていただきます。この使用料金の算定につきましては、使用施設の時間当たりの電気料金や管理維持補修にかかる経費等を元に算出し、県内他市の料金も参考にして概ね算出額の2/3の額を使用料として受益者負担していただくものであります。次に第11条においては、(1)から(2)に該当しない場合は、納付済みの使用料は還付しない旨を定めています。次に第12条において第10条に定める使用料の免除について規定しております。児童、生徒(高校生まで)が文化、スポーツで使用する場合で、その指導者がボランティアである場合は使用料を免除することと定めています。2号で、その他1号で定めるものの他は教育委員会が必要と認めるときは使用料の免除をする旨定めております。第13条については例えば「公職選挙法」などの法律に基づき学校施設を投票所として使用する場合はこの条例を適用しないと定めたものです。次に第14条については、この条例に定めるもの以外の他で、条例施行に必要な事項については教育委員会が定めるものと規定しております。最後に附則であります。本条例の施行期日を平成20年6月1日としております。これは現在使用している団体等を含め広く市民へ周知するための期間を設けるものであります。なお、現在使用されている団体等については、4月上旬に説明会を実施し、その他の市民の方につきましては市報、ホームページ等でお知らせすることとしております。施行日前の使用については、従前の条例等を適用させます。また2項

で条例施行に伴う準備行為は施行前に行えることとしております。これは、通常施設を使用する前月等に申し込みを行うことが恒であることから、その申請等を条例施行前に受付をし、施行後その条例を適用させようとするものです。別表については、先ほど説明したとおりであります。備考の5で屋内運動場(体育館)は全面を1単位としておりますが、学校の都合等(二つのサークル等が半面ずつ使用する場合)で半面しか使用できない場合は通常使用料の半額の一時間当たり100円とするものです。なお、使用料を免除する対象者や申し込み方法等につきましての詳細な運用につきましては、「条例施行規則」において規定することとしております。以上 説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

この表を見ると、庄内と穎田のところは横線だけで、数字が具体的に書いてないんですけども、ここは従来料金を取ってなかったという理解なんでしょうか。

○ 教育総務課長

庄内・穎田につきましては、先ほど説明いたしましたように条例・規則の適用がございませんでしたので、学校管理規則において、学校長の許可において使用させていた関係上、料金を徴収することはございませんでした。

○ 楡井委員

そうすると、穎田・庄内については、従来無料で使っていたものが有料化になるということになるわけですね。

○ 教育総務課長

結果的にはそうでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:53

再開 13:53

○ 副委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○ 佐藤委員

少し確認させていただきます。これ、学校とか運動場ですね、これを使っている団体は、主に自治会、それとPTA、それと小中学校のスポーツを振興する団体、それと大人の健康増進の団体が主だと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○ 教育総務課長

質問者の言われるとおりでございますが、団体数についてちょっとお答えしたいと思います。平成19年度で、今日現在の使用団体が315ございます。そのうち、子どものミニバスケットやバレーボールの団体が41団体、大人のバレーボールや早朝野球などの団体が233団体、あと、町内会の利用数が139、その他行政が2ということになっておりますので、質問者の言われているような構成といえます。

○ 佐藤委員

それでは使用者、同じ体育館でいろいろな団体がダブると思います。まず考えられるのが小中学校のチーム。主にその小中学校の児童生徒が構成する団体。そして、スポーツ振興でも、その小中学校以外の生徒が構成しているスポーツ団体、それと、飯塚市外の小中学校が構成しているスポーツ団体、あとは、その他いろいろ保護者とか、例えば社会人のスポーツ団体とか競合すると思うんですが、優先順位とか、そういう部分はどうか考えられるんでしょうか。

○ 教育総務課長

先ほど、運用につきましては規則を制定すると答弁いたしました。今、その検討を行っている最中ではありますが、現在のところ考え方としましては、その校区内の子どもの団体を最優先ということを考えております。また、同等にその地区の町内会や幼稚園とかPTAも含めまして、その校区内の方々が最優先と考えています。ご質問のように、同じ子どもの団体の場合はどうするのかといただきましたら、今言いますように、校区内の子どもたちが第一、場合によっては隣接する校区の子どもたちが第二。場合によっては市外の子どもたちということもあろうかと思いますが、そういう場合は市内を優先したいと考えております。

○ 佐藤委員

学校週五日制に伴って、こういう小中学校のスポーツをしている団体、振興している団体、大変役割は大きなものと私は考えております。他地区ではこういう団体に助成金など、補助金などを交付して頑張っている市もありますけれども、そこまでは私も言いません。ただ、そういう環境づくりのためには、その辺の優先順位をきちんと把握していただきたい。これは要望しておきます。それと、例えば早朝ソフトとか、小学校のグラウンドとかを利用してリーグ戦を開催している団体等々は、例えば半年通じて貸してくださいという要請が、今後あると思うんですね。そういう団体については、どう考えてありますか。

○ 教育総務課長

今、質問者が言われますように、早朝野球とか早朝ソフトとかは、年間通じて試合をされていると思いますので、そのほかに大会等も年間スケジュールで入れられると考えております。先ほど答弁しましたように、まずは子ども優先とは考えていますが、例えば早朝は子どもが利用する場合は少ないとは思っておりますので、必ずしもバッティングするとは考えておりませんが、そのところは先ほど言いました規則、要綱等で整備すると共に、利用団体の代表者、利用者の方々のスポーツマンシップにのっとった調整と申しますか、話し合いも含めまして、4月の月上旬に説明会を開くと先ほど言いましたけど、それまでの間に出来る限り関係課とも協議しながら、整理していきたいと考えています。

○ 佐藤委員

是非、スポーツマンシップを期待してですね。この条例を作ったから借りにくくなったとか、トラブルになったということがないように、きちんと今、現状を把握されて、その団体がどういう部分か、どうしなければいけないかということを経査されて、周知徹底を図っていただきたいと要望して終わります。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:59

再開 13:59

○ 委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○ 楡井委員

この有料化で、どのくらいの歳入を見込んでおられるんですか。

○ 教育総務課長

説明会をするご案内をいたしまして、もしかしたら以前より学校の施設を利用する方が増える可能性もありますので、はっきりは申し上げられませんが、今までの使用料と大差はないと考えますので、200万円から300万円の収入になると考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

10分間休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:09

委員会を再開いたします。

次に、「議案第35号 飯塚市学校給食センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校給食課長

「議案第35号 飯塚市学校給食センター条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の72ページをお願いいたします。今回の条例改正は、現在2箇所あります颯田学校給食センターを廃止し、飯塚学校給食センターに統合しまして飯塚学校給食センターより給食を提供するため飯塚市学校給食センター条例の一部を改正しようとするものであります。現在、2箇所の給食センターにつきましては、合併しましてそれぞれの旧市、町で設置されていたものを、そのまま継続して運営しているところであります。今回の統廃合につきましては、目的が重複する施設であること、また、統合しましても給食の提供が十分可能であること、施設が老朽化していること、経費の削減が出来ることなどから颯田学校給食センターを飯塚学校給食センターに統合するものであります。改正内容としましては、74ページの飯塚市学校給食センター条例新旧対照表をお願いいたします。第2条の名称及び位置について、新旧対照表の右側の表にありますように飯塚学校給食センターと颯田学校給食センターとあるものを下線を引いています。颯田学校給食センターを削除しまして、左側の改正案のように飯塚学校給食センターとするものであります。また、統合することによりまして、いままで颯田学校給食センターで提供しておりました、かいた幼稚園、颯田小学校及び颯田中学校の給食は飯塚学校給食センターより給食を提供してまいります。なお、附則におきまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することとしております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

理由を今、四点ほど述べられましたけど、どうしても今年度からしなければならない緊急性というのがあるんだろうかというふうに思いますので、その点がまず第一点ですね。それから、それとの絡みなんですけれども、先ほどの給食の会計のところでは言いましたけど、大規模改築が近々に行われることは間違いないと思うんですね。耐震にしても全部建て替えにしても。それまで3年間か4年間になるかわかりませんが、その間、改築までもたなかったのか、と。老朽化がですね。そういう点をまず、二つ、お聞きします。よろしく願います。

○ 学校給食課長

一点目の「早急にする必要はあるのか」ということでございますけど、昨年8月に給食運営審議会の答申が出まして、答申内容を尊重するというので今からやっていくものでありますけれども、そういう中で、提案理由で説明いたしました、センターが2箇所ある部分につきましては、統合してやれる状況にありますので、やれるところから随時やっていきたいということで、統合の条例改正案を出しているところでございます。併せまして、「老朽化が、あと3年くらいもたないのか」ということでありますけれども、老朽化ではございますけれども、3年と

いう部分については修繕等をやりながらやっていけないことはないとは思いますが、もともと申しましたような理由で統合してまいりたいと思っております。

○ 楡井委員

1箇所に集中すると、こと何かがあった場合、そのリスクが大きくなるというふう思うわけですね。その点はいかがでしょうかね。

○ 学校給食課長

今、委員が言われるような懸念はありますけれども、それにつきましては、今現在、給食センターで従事しております職員一同、安全衛生に十分気をつけて、そういうことがないようにやっておりますので、そういうことがないように実施を努力していきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

この統合に際し、どのような議論のプロセスがあったのか、まず穎田の方々に対する説明に対してどうなのか。あと、併せて、この議案を提案されるにあたり、内部でどのような検討をされたのか。というのは、給食条例の中には、給食の運営審議会というものがございます。こちらの審議等を経てなされているのかどうか。また、教育委員会の議論も経ているかどうか、お聞かせください。

○ 学校給食課長

地元の説明と審議会等についてどうかということですが、先に教育委員会内部におきましては審議会の答申を頂きましてそれに基づいて審議会の答申を尊重してやっていくという部分につきまして教育委員会におきまして給食運営の基本的な方針を定めていております。それは決裁をとっております。それと、その部分につきまして、また地元の穎田地区の保護者の説明会という部分でございますけど、10月に穎田の小中学校のPTA会長、それと学校等にご説明に上がっています。それから11月には穎田幼稚園の方にもお伺いをしています。それから11月の終わりに再度また穎田小中学校のPTA会長、それと学校の方に出向いてご説明をしているところです。年が明けまして1月15日16日につきましてそれぞれのPTA理事会役員会においてこの統合についてのご説明をしたところでございます。

○ 江口委員

大変申しわけないんですが答申のほうを持ってきていなくて、私の記憶ですと答申に関しては自校式という部分をきちんとやっていこうという答申だったんですよね。いまのお話の中では給食センターの統合も含んでいるんだという風なニュアンスで聞こえたんですが、これを含む答申だったのでしょうか。もしそうであればその部分を読み上げていただけますか。

○ 教育部長

答申は楡井委員の本会議の質問でしたか、内容については給食回数の統一ですね、185回。それから自校式かもしくはセンター方式かで、自校方式のほうが望ましいということですね。それからそれに付随する中で栄養のバランスの摂れた給食を提供するためには今のいわゆる給食費では若干少ないんじゃないかということが付帯意見として述べられておったところです。それから、もう一点は民間活力の活用ということですね。ですから委託についての言及がされていたということです。ただ、質問者がされている部分ですけど、ご存知のように行財政改革を進める中で機能の、いわゆる一緒のもので、その分についてはまあできることからやっていきなさいというのがひとつの方向性です、飯塚市の。それで、教育委員会といたしましてはなんといいですか子どものいわゆる児童生徒の食の安心安全という中でひとつは考えていかないかん部分でございますけど、今、飯塚市ではセンター方式2つございますね、飯塚市の給食センター、それから穎田の給食センターというところでセンター方式は2つ持っています。飯塚市の給食センターにつきましては旧飯塚市の19校ですか、この分についてを給食セ

ンターで配っておりました。それから颯田のセンターにつきましては颯田の幼稚園、小学校、中学校という2校1園について給食を配っておりました。それで給食につきましてはご存知のように子どもいわゆる児童生徒が食して絶対に危険なものとかそういうものを食べさせるわけにはいきませんし、栄養バランスの摂れたおいしいものを食べさせるという観点からがひとつあるわけでございます。では颯田の給食センターと飯塚市の給食センターこれを統合した中で何が違うのかといいますと、全く違うわけではないですね。先ほどの質問議員がありましたけど時間的な差はどれくらいあるのかというところがありましたけど、これ10分程度です。ただ颯田の給食センターにもって行く時間がかかる位の部分の時間がかかっている飯塚の小学校もあるわけです。そういうものから総合しまして、先ほど担当課長が説明しましたような統合という結論に達していますので御理解願います。

○ 江口委員

答申にはそうするとこの部分、統合に関しては書かれていないという理解でいいですね。

○ 教育部長

今申しましたように書かれてはおりません。

○ 江口委員

でなるなら、行革でやれるところからという部分については理解をいたします。ただし、この部分でやるのであれば給食の運営審議会にかけてしかるべきだったと思っています。かける中で先々にはきちんと自校式のほうに移るんだけどそのためにも財源をひねり出さなくちゃならないので一旦申し訳ないがこれを統合させていただきたい。その中でメリットデメリットはこういったものだというお話をきちんとやった上でやるべきだったと思っています。このきちんとしたプロセスを経るといいうのは、図書館のときもそうでしたね。あの時も図書館の運営協議会にちゃんとはかっていたいなかったという部分を指摘してそれに対して、それはまずかったという部分を認められてた。そのようなことがあったのにもかかわらず今回それがやられてなかったという部分については反省をしていただきたいと思っています。

あとですね、全く違わないといわれましたが、全く違わないことは無いと思っています。安心安全の部分では、楡井議員のお話があったように一旦事故があった場合、どれだけの対象児童が広がるかを考えると、そのリスクを減らすという意味でも自校式が見直されてる部分もあるわけです。例えば2つセンターがあったら、片一方で事故があっても、0157が入ってても、片一方は無事なわけです。ところがひとつになると両方ともになってしまう、その危険性があるわけです。そして地元産品の使用ですね、それについても小さいロットの方が対処がしやすいという部分もございまして、その点については認識を深くしていただきたいと思います。これからあとの自校式に至るまでのプロセスなんです、それについては先ほど大規模修繕の折にというお話がありました、おおよそどれ位で全てのところが自校式に移行できる等の目途はあっていますでしょうか。そちらのほうについて自校式に移るまでどういった形で議論をして、おおよそどれ位で完了するという形で思われているのか、お聞かせいただけますか。

○ 教育部長

先ほどの中での質問でもございました、颯田の自校式いつになるのかということの中で、同じ答えになると思いますが基本的に、いま、公の施設のあり方検討小委員会で今月末に答申という方向性が出るということでございまして。その中で教育委員会といたしましてはこれから先施設の統廃合の基本方針、それから計画を立てていくわけでございますけども、いま、現状ではいつというお答えはしかねますのでご了承願います。

○ 江口委員

現時点においてはしかねるという部分は分からなくはありません。ただしですね、これについてはもう答申が出ています。ですから早急にどのくらいで目途を立てるとい部分を考えていかなければなりません。お金もいることですし、ただ安心安全、そしておいしい給食を提供

する、地産地消の分野など様々な面がございます、その面についてきちんとした検討をやっていただきたい。

その中でひとつ検討していただきたい点がございます。南国方式というものがございます。こちらのほうについてどのようなものかご存知でしたらご案内いただけますか。

○ 学校給食課長

いま言われず、南国方式ということでございますが、これは高知県の南国市で取り入れられている給食方式だと聞いています。内容的には南国市の小学校13校と幼稚園1園の約3千人の園児児童のご飯を264台の家庭用炊飯器を使って給食提供をしているということが南国方式といわれてるところだと思います。

○ 江口委員

先日ですね、私ども厚生文教委員会の人間、また教育委員会の方々と給食の試食をさせていただきました。そのときに私は鎮西中学と上穂波小学校の2校を試食させていただいたんですが、両方ともご飯の時だったんです。ところが味の違いを非常に痛感したわけです。部長も両方とも食べられましたよね、感想をお聞かせいただけますか。

○ 教育部長

教育委員会で試食会を開きました、私の感想ということですが、いずれもおいしゅうございましたということでご了解願いたいと思います。

○ 江口委員

両方ともおいしかったのはおいしかったんですが、子どもたちの食べた残り、残菜ですね、非常に差があるのではないかと考えています。上穂波小学校、最後残菜は本当にですね、網みたいなやつにほんとは少しですよ。全校でそれだけなんですよね、要は食器に取れなかった分だけが残ってる状況でしたよね。私が、あそこはランチルームで食べますので、そのランチルームを出るときには2人ぐらい食が進まない子どもがいて、まだ食べてる状況でしたけど、ほとんどの子どもたちがある程度早い時間に食べ終わって、おいしいという話をしながらでしたよね。ご飯については上穂波小学校は自校式で大きいお釜ですけど炊いて、それをつぎ分けるですよ。対して鎮西中学校は小さい金属の食器で、それにお米を入れてそのまま炊く形ですよ。やはり食べると硬いんですよ、味の差が歴然とあるわけです。私が小学生中学生の頃から比べると大変おいしくなってるんですがそれでもやはり差があると思うんです。だからこそ旧筑穂町の方々とかは自校式にこだわりながら是非これをきちんと残していただきたいという話をずっとされてるんだと思います。そうするとこの南国市のやり方というのはある意味一歩としてやれる可能性があると思っています。南国市、家庭用炊飯器なんですよね、大きな改造は要らない形でやっています。そういった部分も合わせて是非検討を加えていただきたいと思うわけですがいかがですか。

○ 学校給食課長

いまの南国方式ですが、南国方式につきましては給食自体が自校方式による給食であります。それと当時南国式では米飯を委託によってやられておったということがございます。それでそれを委託じゃなくて自校式炊飯に切り替えられたものがこの南国方式というふうに関及んでいます。それで本市における自校方式の給食の設備では炊飯設備も整っていますし、当然家庭用炊飯器ではありませんがそういう形で自校式で炊飯設備を整えてやっていますので、南国方式と同じような給食が実際提供できているんじゃないかと思っています。ただ、いわゆるようにあったかいご飯、ほかほかの湯気が出るようなご飯という部分では若干そういうところでは差があるかなとは思っていますが、そういうことで炊飯設備も整った状態でやっていますのでそういうところでは同じような状況ではないかなという部分はあります。

それとセンターにおける学校におきましては、先ほどいわれましたような弁当方式のご飯を委託で配送しているわけですけど、これにつきましても今から自校方式をやっていくという

形のものもございますし、仮にこれをいまのままの状態で行っていくとするならば、諸々の設備投資等が必要になってくると思います。炊飯器を置くスペースの確保、それからそれに伴う施設の改修等、電気工事費等の部分もございますし、諸々の経費がかかってまいります。また炊飯器でご飯を炊くという部分につきましては、家庭では、やっている状況ではございますが給食の施設設備といたしましては衛生的に保管管理等をしなければならないという問題も若干あるかなと思っていますので、そういう諸々の問題を見た中で考えていかなければならないのかなと思っています。

○ 江口委員

何か非常にためらっておられるような感じがするんですが、先ほど話があったように自校式に完全に飯塚市内が移行するのはある意味いつになるか分からない状況があります。その中で少しでもよりいい給食を提供しようとするときに、この南国方式というのは一定のメリットがあるんだと思っています。実際に本当にきちっと設計をすると、どのくらいかかるかも分からないわけですよね。そういったものも含めてしっかり検討しながらやっていただきたいと思うんですが、検討はしていただけますよね。

○ 学校給食課長

先ほど申しましたような諸々の経費等を含めました問題等がございますし、実施計画等の策定の状況にもよると思いますが、その段階ではある程度の課題等はございますけど検討する部分はあるかなという部分は個人的には思っています。

○ 江口委員

個人的ではなくて組織的にですね、是非実施計画のときではなく、すぐにやっていただきたいわけです。やはり自分が食べるものを考えても、遠くから配送されてくる飯ごうで炊いたご飯を食べるといのは味気ないと、できるんだったら自分でも炊きたいと思いますので、その点について検討願います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:31

再開 14:31

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

いまの江口委員の南国方式の件ですね、これは笑い事ではないんですよ、きちんと検討していただいて本当に金額がかかるなら出来ません、きちんと言わないいけないですよ。それじゃなくて前に言ってるでしょ、その点をやはりね、この前行ったら小学校3年生の子が合併したから給食が美味しくなくなったと言うんですよ。食育という観点を踏まえてきちんと前向きに検討していきますと、検討した結果はこうでしたというくらいの姿勢を見せてください。それからプロセスの問題、PTAにはおろしましたといつも言われるんですね、筑穂町の給食回数にしてもそうなんです、PTA役員会は議決機関ですか、違うでしょ、やはりPTA役員に話をしてきちんと総会に向けて決をとらないかんわけですよ、やっぱその辺のプロセスはきちんとしなきゃいかん。そしてそれだけじゃないですよ、地域の小さな子どもたちも小学校に上がってくるんですよ、そこまでに穎田が自校方式になるならいいですよ、そこも決まってないんですよ、その辺のプロセスはきちんと踏んで欲しい。そしてなおかつ給食運営審議会にも全市の市P連の会長があなたたちの意向で残って運営審議会をやっているんですよ、ということは保護者に伝わりにくいということですよ。そのへんのプロセスとか運営審議会の方法等々を改められる意識はありますでしょうか。

○ 教育部長

指摘を受けましてひとつは反省している部分もあるんですが、今後は充分検討していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○ 佐藤委員

市長はたぶん食育という部分には大変興味があられると思いますし、子どもは宝ともいわれています。その辺をいいものはいい、日本全国いい給食をされてるところを調べさせていいものは積極的に取り入れる指示くらいを出していただきたいと思います。今の答弁じゃ後ろ向き過ぎて保護者は不安ですのでその辺どう考えていますか。

○ 市長

穎田の件についての説明不足だったかも分かりませんが、私のタウンミーティングの時には非常に合併の後に小学校と中学校一緒になって食事をするようなカフェテラスじゃないけどそういう自校式のあれを作りたいですねといったら早くやってくださいという形で応援は頂いたんですけど、中身をどれくらいお金が掛かるものかを精査しなければならないけど、一緒にやることを早くやってくださいということで、早くに関してはなかなか期日的なものがまだはじき出せていませんが実際にそういう動きとしてはやる予定ではございます。それと食に関していまご飯の炊き方等も江口議員の方からお話がありましたが、ライスセンターに行ったらすごいですよ。寿司用のご飯から、やわらかいご飯から、非常に固めのご飯とかですね、ご飯の炊き方だけで10何種類炊けるような機械があるんですね、だからその辺を私は逆にセンター方式をいまやってるからそれを切り替えてそれにしろというわけじゃないんですけども、いろいろ頭の使い方によってはセンターでも美味しいご飯を食べられるような方法もあると思うし、今言われるように家庭用の炊飯器を、まあ少子化の流れの中でひとつの学校の中での給食というのは、いまの炊飯器で間に合うくらいのもので出来るともわかりませんので、その辺も考えながらやはり一番我々も美味しいものを食べさせたいと思いますし、またお母さんたちもそう思っていますし、朝食べてこない子なんかいた時には本当にその辺の子どもたちに逆に給食の喜び、食べることの喜びも感じてもらいたいと思いますし。それから食べる時間が非常に短いと、配膳するのに時間がかかりすぎて食べてる時間が短いとかいろいろそこに問題もありますのでそういうことも考えながらご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:36

再開 14:36

○ 委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

いま何人かの皆さんが質問された中で、私の分も含めてですけど、大規模改築までもてないものかということに対しては、出来ないことはないと答弁されました。それから一箇所への集中という意味ではリスクが大きくなるということについても認められました。更にはお聞きしたところによると現在の穎田のセンターを解体しなきゃならないということで500万円くらいかかるんじゃないかと聞いています。もし500万円もかかるようであれば改築なり補修をして4年間もたせて地域の産物や穎田で作ったものを穎田の子どもたちに食べてもらう状況を作るべきじゃないかなと思っています。そういう意味では穎田のセンターを廃止することには早すぎるんじゃないかと思っていますので、この議案については私は反対を表明させて

いただきます。

○ 江口委員

本条例に賛成の立場から討論いたします。先ほどいくつかの質問をさせていただいたんですが、実際に南国方式についてセンターの方では調べていただいていたよな。先ほどの答弁は非常に後ろ向きではあったんですが、そういった部分は評価したいと思っています。これから先本当に自校式を実現するためにはある意味この部分は仕方がないと思える部分がございます。先ほど4年後にはという話がありましたが4年経った後に出来てるかどうかかわからない訳です。耐震診断をして大丈夫となれば改造が必要ないかもしれないわけです。そういったことも考えると一旦こちらのほうをやった上で自校式をきちんと押し進めていただいてということと私のほうは思っています。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第35号 飯塚市学校給食センター条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市文化会館の管理の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明と併せ、27番議員から審査要望のあった件についての答弁を求めます。

○ 文化課長

議案第36号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例についてご説明いたします。議案書の75頁をお願いします。飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例を定めるものでございます。提案理由は、飯塚市文化会館の管理について、飯塚市文化会館条例第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から21年3月31日までの1年間、市が直営で行うことにしたことから、本案を提出するものでございます。76頁をお願いいたします。飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例についてご説明いたします。1では平成21年3月31日までの1年間、文化会館の管理運営を市が直接行うということを定めたもので、2では、文化会館条例の規定の適用に関し、市が直営で運営するに当たって「指定管理者」を「市」と読み替えることや利用料金に関する技術的な読み替えなど必要な事項は規則で定めるとしたものです。文化会館条例の一部改正でなく、特例を定める条例を提案させていただいたことについて簡単にご説明いたします。飯塚市文化会館条例第4条では、文化会館の管理は指定管理者に行わせる、と規定されており、以下各条で、指定管理者が管理運営を行うための規定が定められています。飯塚市文化会館条例を、一部改正して条例を定めることも検討しましたが、利用に関する規定や利用料金に関連する規定など「指定管理者」を「市長」に読み替えるだけではすまない条文が多数(7条)でできます。また、直営を1年間としていますので、21年度に指定管理者制度を導入するに当たっては、今議会で文化会館条例の一部改正したものを、6月議会で元に戻すための一部改正条例を提案しなければならず、事務的にも同一条例の一部改正を2度行い現行の条例に戻すという作業をすることになり、議会においても条例の一部改正議案を2度審議していただくことになり(議事の効率的処理、合理的運営を妨げる要素が強いこと)また、この条例において期間を平成21年3月31日までとしていることから、この期日を過ぎるとこの条例の意味合いはなくなり廃止条例を提案する必要がないことから、文化会館条例そのものは改正せず特例を定める条例として提案させていただいたものです。

次に、本会議において27番議員から審査要望のありました「教育文化振興事業団のあり方と、それに関連する飯塚市文化振興基本条例をどのように取り扱っていくのか」ということに

については、「教育文化振興事業団のあり方」については、平成20年度においては、1年間、市が文化会館の管理運営を直営で行う旨の議案を提案させていただいておりが、事業団には、その間、施設の維持管理をしていただくことを考えておりますので、その中でご審議をお願いしたいと考えております。平成21年度以降については、「教育文化振興事業団のあり方」について、文化関係団体や関係者のご意見をお伺いしながら、12月議会までにはご報告をさせていただきたいと考えております。また、「飯塚市文化振興基本条例の取り扱い」については、教育文化振興事業団のあり方を検討していく中で、条例改正の必要性の有無など、併せて調査、検討し、12月議会までにその方向性を示したいと考えております。以上簡単ではありますが、説明並びに答弁を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

先日の本会議の代表質問並びに付託に際しての質疑等でも文化連盟に出されました要望書等の話がありました。この審議にあたり、その部分を是非参考人として文化連盟の会長もしくは関係者等のご意見を伺いたく参考人として及び頂きたいと思っています。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:46

再開 15:06

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

先ほど参考人として及び頂きたいという話をさせていただきましたが、日程的な部分で厳しいという話等もございました。今後どんな形でも結構ですのでこうやって要望書等も出されています、そしてまた色々な方々からもご意見を聞くこと等がございます、指定管理者についても色々な議論があるところです。是非そういった部分で何らかの機会を作っていただきながら慎重な審議をしていただかなければならないと思っています。その点について委員長に御配慮をお願いいたしまして、参考人という部分については取り下げさせていただきます。

○ 江口委員

今回、指定管理者ではなくて直営という形になっています。ここに至るまでの経緯、1月24日に朝日新聞のほうにこうやって出たわけです。これから1月24日に至るまで、そして、それ以降現在に至るまでどのような協議がなされ、こういった形となったのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○ 文化課長

12月の本会議におきまして指摘を受けました、選定にあたって文化関係者の意見を聞かずに選定をした、あるいは地域の活性化に貢献できるか疑問である、あるいは飯塚市文化振興を担えるのかといった意見に対して十分な説明をすることが出来ず12月議会の否決という結果を重く受け止めまして12月の21日25日28日と関係各課の課長部長に集まっていたいただきその後の対応について協議をいたしました。その中で再公募をする、再提案をする、次点候補者で提案をする、直営で管理運営をするというような色々な意見が出されまして、その問題、課題を検討し、1月にも2度の検討会を開催し、最終的には1月22日に副市長を交え企画調整部、生涯学習部で最終的な方向性を固めました。その結果今回の議会で指定管理者を定めるのではなくてもう少し時間を頂いて文化関係者等のご意見をお聞きした上で募集要項等を作成し募集をかけてあらためて議会に提案したいという考えで一年間は文化会館の管理運営は直営で行うということで提案をさせていただいています。

○ 江口委員

このコスモスコモン、担当部局としてはどこになるのか、そして担当課としてはどこになるのかお聞かせください。

○ 文化課長

担当部局としては教育委員会になります。担当課としては文化課が担当することになっています。

○ 江口委員

いま、お話があった12月の21、25、28そして1月22日ですね、21、25、28は各関係部課長ということでしたがどなたが参加したか教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:10

再開 15:11

委員会を再開いたします。

○ 文化課長

梶原部長、鬼丸部長、縄田部長、坂口部長、それから野見山としか書いていませんが、それから財政の実藤課長、それから12月25日についても同様の方々に出席していただいています。それから12月28日につきましても、縄田部長、鬼丸部長、副市長、教育長、それから私入っていろいろ検討をいたしています。その後1月の2回の会議におきましても副市長、教育長、鬼丸部長、縄田部長に入っていていただいて検討を加えています。

○ 江口委員

そして最終決定は1月の22日という理解でいいですか。

○ 文化課長

それで結構です。

○ 江口委員

先ほど教育委員会が所管になるというお話がございました。そうすると教育委員会として議論をして結論を見る必要はあったのか無かったのか、その点お聞かせいただけますか。

○ 生涯学習部長

教育委員会には一応2月5日の教育委員会の中でこの特例条例について提案をして意見を伺った次第でございます。

○ 江口委員

2月5日は決定後ですね、2月に関しては報告事項でやったと聞いています。これは議決事項とはならないのかどうか。

○ 生涯学習部長

この件については教育委員会の議決事項ではございませんので教育委員会の意見を聞くということで委員さんがたに提案をさせていただいています。

○ 江口委員

その理由を教えてください。

○ 文化課長

この文化会館に関しましては市長の権限に属する事務を委員会または委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則に基づきまして補助執行を受けて事業をしているものでございます。

○ 江口委員

市長部局の事務を補助執行しているのというお話だと思うんですが、補助執行している場合は文化課ないしは生涯学習部で決めてしまえばそれは、教育委員会は素通りしていいという

形になるのでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 15

再開 15 : 20

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

大変失礼しました。市長の権限に属する事務を委員会または委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則というのがございまして、その中で教育委員会の事務局職員にいわゆる事務を補助執行させるということで、先ほど言いました文化会館の管理及び運営等に関する分について施行しているということですので御理解願います。

○ 江口委員

そうですね、これはギリギリセーフなんです。教育委員会に渡してなくて委員会の職員に補助執行させてるんで、なので教育委員会の議決は必要ではないかたちになっています。だからといって、この部分についてこうやってやろうと思っているという部分等を教育委員会に後で話をするのかどうかということについてはきちんとした配慮が必要だと思っています。そうではないとそれこそ円滑な運営というのは出来ませんですね。そこについてはしっかりとした配慮をお願いいたします。

直営で行くわけですが、ここの判断に至る決定的な要因は何だったのでしょうか。この新聞報道によると調整難航窮余の策とあるわけですね。なぜに直営だったのか、再提案すべきだったと私自身は思っています。その点についてなぜ直営を選んだのか、詳しく教えていただけますか。

○ 文化課長

直営にしましたのは、先ほど4つの案が出たということでご説明いたしましたけども、それぞれの今度はその方法について検討をしまいいりました。再公募をやってみようかということについては、これは募集期間それから要綱等とかの関係で4月までに指定管理者を決定するには時間的余裕がないということでこの方向は諦めまして、いわゆる再提案をすることについて検討をしまいいりましてこれにつきましては同じ議案をそのまま再提案するという方法、それから仕様書の一部を変更して再提案する、あるいは指定管理期間の変更をして再提案をするというようなこと、いろいろなケースを検討をしまいいりましたけども。否決された議案の内容をそのまま再提案をするというのが、いわゆる同一議会でも一事不再議の原則に基づき出来ないと解釈されるということもありますけども、また一方では会期独立の原則から再提案できるという考え方もございますが、それまで全く同じ議案を提案するのは適当ではないという解釈もございます。それから、仕様書の一部変更や指定の管理期間の変更、こういったものはプロポーザル方式により選定したものであることから提案内容はもとより指定管理料の額まで影響し、改めてその提案者の提出、審議、選考を余儀なくされるというようなこともございまして再選定を行うことと同様になるということから見送ることにいたしまして、最終的には少し時間を頂いて1年間のうちに指定管理者をまた改めて提案したいということで考えてこの直営という結論に至っています。

○ 江口委員

再公募は時間的な面で無理だと判断した、残るのは再提案と次点と直営ですね。再提案については同一議案は一事不再議という話がありましたが、一事不再議には全くあたらない、会期独立ですから12月議会でなければ臨時会でも同一議案を出しても私は構わない、何ら法的に問題はないと思っています、その点については法制に確認しても一緒だと思いますよ。皆様方がその時点で決まっていた規則、条例に基づいてきちんと判断をしてそれがベストと思われる

る提案をしたんですよね、それが丸つきり間違っていたのであれば、それはもちろん撤回すべきだと思います。ところが今回については12月の議会においても、私たちがこれがベストだと思っているというお話をされていましたが、なぜそのベストがこうやってね、仕様書の内容の変更を考えるだとか、期間の変更を考えるだとかいうような形になったのか、全く分からないわけです。そのあたりのところをもう少し詳しく教えていただけますか。

○ 文化課長

先ほどご説明しましたが、12月の本会議においていわゆる反対のご意見をいただきましたのが、選定にあたって文化関係者のご意見を聞かずに選定をしているというようなこと。それから地域の活性化に貢献できるか疑問である。あるいは飯塚市の文化振興を東京の業者で担えるのかといったようなご意見が出されています。そのことに対して私のほうで十分な説明をすることが出来なくて御理解いただけなかったと。こういうことを反省点として反対意見は反対意見として尊重したいということとしています。

○ 江口委員

本会議の席でも反省をしてという言葉が述べられました。今いった点ですね、地元育成にならない、文化振興に繋がるか疑問、そちらのほうときちんとコミュニケーションが取れてなかったという点いわれましたけど、全く同じこと図書館もいえますよね。図書館全く一緒ですよ、図書館に至っては価格はとったところのほうは他社よりもかなり高いですよ、そしてあそこは単独東京の業者ですよ。今回は文化会館については4社のうち1社は飯塚市内であり、もう1社は福岡でしたよね。で、選んだ方々も一緒でしたよね。全く説明にならないんです。今回私自身は一旦議会で否決される形になりましたが、私は再提案をして本当にこれで駄目ですか、私たちはベストだと思っています、そういうチャンスを議会のほうにも頂かなくてはならなかったと思っています。この新聞記事を読むと実際に調整が難航してとあります。まさか中だけで、庁内だけでご自分たちだけでもういっぺん出しても通らんちゃいやろかと心配をされて、心配をしすぎて出されなかったのかどうなのかと思うんですが、そこら辺についてはどういった議論があったんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:35

再開 16:00

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

昨年の12月議会において、賛成意見、反対意見ということで最終的には否決という結果になりましたので、それを受けまして先ほど課長が答弁しましたように再提案、あるいは再度選定等を検討させていただきましたが、縷々検討した結果、執行部としましても結論が出ずに今日に至り、直営でいくという方向を出していますので今回はその旨で提案をしていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 江口委員

非常に不本意な判断をされたのではないかと考えています。その点についてはある意味私も反省をしなくてはならない部分があるかと考えています。じゃあ今度直営でしてどうなのかという部分なんです。この直営をするということで飯塚市自体が指定管理者制度をとって公募をして候補者が決まった、それが提案して否決されたんでこれがまた直営になるという部分ですね。ある意味業界といういろいろな関連の方々から見ると飯塚ってどんなところと疑われるリスクがあるかと思うんですがそちらのほうについてはどのように判断されたんですか。

○ 文化課長

この指定管理者制度そのものがまだ非常に若い制度ということでございますので、これにつ

きましては色々な試行錯誤されてる中で進んでるところですので、今回の飯塚市のケースについてもそれはそれという判断がされると考えています。

○ 江口委員

一般質問の中でも人見議員のほうからこの事の影響を心配する声が上がりました。私自身もこれについては非常に心配をしています。今、文化課長が言われたような軽い部分であればいいのですが、実際はどうかわかりません、その点をしっかり考えなくてはならないと思います。直営にしてコストが高くなるというお話が新聞報道等であっていました。その部分について試算等がございましたら示していただけますでしょうか。資料として提出していただきたいのですが、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部におたずねをいたします。ただいま江口委員から要求があります資料は提出できますか。

○ 文化課長

提出できます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 35

再開 16 : 00

委員会を再開いたします。

資料について補足説明を求めます。

○ 文化課長

お手元に配付しました資料について説明します。これは今年度20年度の直営で行うに当たっての予算を収入、支出ということで分けたものであります。まず収入につきましては利用料金を3,598万円、その他3,090万6千円、合計が6,688万6千円。それから支出につきましては人件費1,504万6千円、事務費が4,594万2千円、事業費が2,861万4千円、管理費が1億2,439万円、合計の2億1,399万2千円というふうに予算を組んでいます。収支につきまして、これはA-Bとなっていますが、この1億4,701万6千円、この数字がこれまでの指定管理者でいいますところの委託料というようなところの数字になってまいります。前回提案されておりましたツールツリーグループの指定管理料でございしますが、この金額が1億4,144万6千円でございます。その数字と比較しますと566万1千円の増加となっています。

○ 江口委員

直営にするといまの予算の上では566万1千円予定よりも高くなるという所なんです。これについて私は直営でやるにしてもこれを圧縮しなければならないと思っているわけです。これについて更なる圧縮をしなければならないと思っているわけです。これについて更なる圧縮ができるかどうか、できるとすると例えばどういったところでやれるのかというところをお聞かせ願えますか。

○ 文化課長

この金額につきましても精査を重ねてこの数字を出してきていますけども、いわゆる管理費として委託料等ございますので、そこら当たり、また20年度におきましては文化振興係が文化会館の中に入って事業団と一緒にこの文化会館の管理運営をやっていると思っていますの

で、その中でそれぞれの委託料につきましても精査を重ねて経費の削減が図れるところにつきましてもは努力をしていきたいというふうに考えています。

○ 江口委員

今、文化係がこちらのほうの中に入っていくという話がありました。そうするとスタッフとしては管理委託で出してる部分と直営、飯塚市の職員が混在する形になると思いますがそれを両方合わせてこの金額と理解していいですか。これはあくまでも委託の部分のみなのかどうか。要するにこの表の中に飯塚市の正規の職員等の人件費等々も含まれてるのかどうか。

○ 文化課長

これは文化会館費として計上している数字が2億1,399万2千円ということでございます。文化振興係の職員につきましてもは場所が文化会館の中に入るというだけですので、文化振興係はそれ以外の仕事をもっていますのでこの分についてはこの中に入っていません。

○ 江口委員

それと管理委託料とありますね、そして事業団補助金とあります。ここらへん等についてどういった形で運営になるのか、そこらへんを教えてください。また、一番上段に組織の中で舞台のスタッフとしては現在の委託業者(有)ネットワークの職員5名で対応するとありますが、ここはなぜここがもう、ある意味もう随契という形ですよ、これが残っているのかも併せて教えてください。

○ 文化課長

管理にかかる経費ですが直営にかかる費用ですが、これにつきましては自主事業等を実施するためにかかる経費でございますけど、人件費を含めて6,194万円、それから施設の管理委託にかかる経費1億2,439万円、そして事業団の運営費約2,861万円がございます。それから舞台操作運營業務ですが、これにつきましては5人の職員がやっていますが、ここも専門的な業務が非常に多おございまして、業務が大ホール、中ホール、展示ホールで行われる催しものに必要な舞台機構、舞台照明、舞台音響、その他舞台施設の操作管理、舞台施設の仕込み、撤去、復元、備品管理いろいろとございましてそこがどうして随契となってるのかということにつきましては舞台関係円滑な運営を図ってよりよい市民サービスの向上を図っていくという目的のもとで随契といたしております。

○ 江口委員

後段のほうからいきます。円滑な運営という話がありましたが、直営となると市の指名競争入札等の対象となるかと思えます。ここの部分は指名競争入札では対応できないのかどうか。業者いないのかどうか。指名業者の中にこれが出来るところが。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:09

再開 16:09

委員会を再開します。

○ 文化課長

舞台関係につきましては、現在氏名願いが出てるというところでは、この1社だけしかございません。

○ 江口委員

あと、事業団補助金管理委託料、先ほど直営の部分というか飯塚市の職員がやる部分が6千万円前後という話があったと思いますが、それはこの人件費と自主事業にかかる事務費委託料等というやつを足した金額になるんでしょうか。切り分け、正規の職員の方々がやる作業は何になるのか教えていただけますか。

○ 文化課長

正規の職員がやる仕事は、文化振興係につきましても文化協会等の関連の仕事、それからその他いわゆる文化会館以外での文化振興に関する仕事がございます、子ども伝統文化教室であるとかそういった様々な文化事業を実施しています。文化会館の中に入りましても自主事業をやっていくということになりますので、その自主事業を文化振興係が受け持ってやっていくという形になろうかと思えます。

○ 江口委員

先ほど言われた伝統何とかという部分は、その文化会館の管理運営費の中の部分なんですか。文化会館の管理運営費として総額ざっと2億1,399万2千円があるわけですね、この中で市の正規の職員がやられるのは、自主事業に関してやると言われましたよね。どの部分を正規の職員がやって、どの部分を外に委託に出すのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:15

再開 16:23

委員会を再開いたします。

○ 文化課長

市のほうで直接実施する分につきましては、この人件費の部分の1,504万6千円と4,594万2千円の部分でございます。そして事業団にお願いするのが管理委託料ということで1億2,439万円が事業団の方で事業をしていただくようにしています。

○ 江口委員

おおよそ市の職員がやる部分は自主文化事業を文化会館の運営費の中の自主文化事業をやるという理解、それ以外は外に出すという理解でいいですか。

○ 文化課長

自主事業を市が行って、それ以外の部分を事業団にお願いしたいと考えています。

○ 江口委員

その事業団にお願いをしたいという部分に関してです。先ほど舞台のスタッフについてネットワークでやるという話がありました。ところが実際に指名願いを見ると複数者あるかと思うんですが、ここは本当に随意契約でここにお願いをするという形で果たしていいのかどうか、その点についてもう一度答弁願います。

○ 文化課長

先ほど指名願いが一件しか出てないという答弁をしましたが、指名願いの種目でいきますと宣伝・看板というところになりまして、この部分では多数ございますので訂正をさせていただきたいと思います。なお、ネットワークにつきましては今まで随契ということでやってきておりますので今年度もその方向で考えているところです。

○ 江口委員

いままで随契でやってるから今年も随契というわけには行かないと思うんですね。飯塚市の契約規則に則りながら、当然指名競争入札が前提で今動いているわけでしょう。そこについてはきちんと検討しなくてはならないと思うわけです。教育長どうですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:26

再開 16:30

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

今の点、また併せて管理委託料という部分があります、その部分を合わせてどういった形で発注をするのか、私自身はこれは市が直に業者の方々に発注をすべきだと思っています。そのルールとしては当然市の契約のルールに則って指名競争入札でやるべきだと思っています。この点については今日は指摘に留め、また予算委員会もございますのでそちらのほうでさせていただきたいと思っています。最後に1点、これ一年間の管理の特例です、ということはこれが戻るといことですよ、その戻る際にもう公募を考えると結構時間的に厳しいと思っています。今回みたいに12月の指定議決をやりようと思つてするとまたぞろ不測の事態があると次の対応が出来ないことを考えると、これから先のスケジュールできるだけ早く前倒しでやる必要があると思っています。そちらのほうについておおよそ概略で結構ですのでご案内ください。

○ 文化課長

今からいろいろと検討しながら、それからまた、文化関係者の意見を聞きながら募集要項等を改めて作っていきたくて考えておりますので、スケジュール的にはまだ決めてはおりませんが、昨年と同様のスケジュールで進んでいきたいと考えています。

○ 江口委員

あの、それこそ昨年の教訓を是非念頭においてですね、12月で駄目だったら時間がないわけですよ、だからその分を考えてスケジュールを再度市長部局の中で検討をしてやっていただきたいと要望して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 飯塚市文化会館の管理の特例に関する条例」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第37号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 図書館長

議案書の77ページをお願い致します。議案第37号「飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。提案理由といたしましては、飯塚市立図書館穂波館と穎田館の休館日に関する規定を整備し、飯塚市図書館運営協議会の委員の定数の上限を変更するため、関係条項を改正しようとするものであります。議案書の79ページをお願いします。飯塚市立図書館条例新旧対照表にありますように、飯塚市立図書館穂波館及び同穎田館の休館日に関する規定の改正(第5条第2号及び第3号)をし、また、飯塚市図書館運営協議会の委員の定数に関する規定の改正(第10条第2項)をするものです。穂波館の主な改正点は、8月13日から同月15日までの3日間と12月28日を開館し、新たに館内整理日と蔵書点検期間を設定するものです。穎田館の主な改正点は、振替休日を休館日に加えるものです。また、飯塚市図書館運営協議会の委員の定数に関する規定の改正は、現在の委員定数15人以内を、10人以内に変更するものです。現在の定数は、合併直後であったことから、地域性に配慮して旧市町5地区から各地区3人の委員を選出する予定で、15人以内としております。しかし、合併後2年を経過しましたので、今後は、飯塚市立図書館は市民全体の文化教育施設であるとの位置づけを基本とし、図書館法第15条の規定に基づき、「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者」の中から、専門分野の有識者を中心として構成し10人以内とするものでございます。この条例は、平成20

年4月1日より施行するものでございます。ただし、第10条第2項の改正規定は、6月1日より施行いたします以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

三点ほどおききします。ひとつは穎田と穂波の図書館ですが、この改定で開館の日数が増えるか減るか、それをお聞きしたいと思います。いまひとつは運営協議会というのが説明がありましたが、この運営協議会は飯塚の全5館に対して権限を持つものかどうかという点と、それから運営協議会の人数を15人を10人に減らすということの根拠について説明していただきたいと思います。

○ 図書館長

ただいまお訊ねの点3点でございます。まず穂波図書館と穎田図書館の休館日の変更についてですが、穂波図書館については年間の休館日数は盆休みの廃止と12月28日開館で増える4日間を蔵書点検に充てる予定にしまして休館日数は現在と同じでございます。それから穎田図書館ですが、館内整理日これは1月4日を設置しますので一日増えますが、その他は現行から変更しない予定です。それから運営協議会についてですが、この運営協議会は市の5館に関係した運営協議会と考えています。運営協議会に人数を15人から10人にする考え方ですが、これについては平成20年度からは指定管理者が運営することもあり、委員の定数は減らしますが協議会の開催回数は例年2回であったものを4回にして図書館の管理運営についても協議する機会を多くしたいと考えておりましてこのようにさせていただきたいと思っています。

○ 生涯学習部長

先ほど館長が説明しましたけども定数15人を10人にするということですが、これにつきましては合併当初いわゆる旧1市4町でそれぞれ3人ずつの5地区ございましたので15人という形で選任をしまして定数を15人としていたのですが、今回この地域割りを無くしまして全市的に考えまして、これは図書館法に基づきます学校教育関係者あるいは団体機関の代表、それから社会教育関係、それから学識経験者とそれぞれ選出母体がございますので、その中で一応選出をさせていただくということで今回10人という形で人数を設定していますので御理解いただきたいと思います。

○ 楡井委員

一番はじめての開館日数、穂波は4日間開く日にちが多いということだけでも、それは整理の日に充てるので結局開館じゃないということでしょう。それから穎田のほうは従来1月3日までということでしたけど1月4日の整理日という形で閉館になるということ言えば、開く日にちは全然増えない、穎田のほうは1日減るんじゃないかというような理解でいいかどうか。それから運営協議会は全5館に権限を持つものであるといわれましたが、まずその2点確認させてください。

○ 図書館長

穎田図書館につきましてはただいま委員が言われたとおり1日減るということです。それから運営協議会につきましては指定図書館、それから直営の穂波、穎田も含めたところでこの10人で構成した協議会で協議をしていただくということです。

○ 江口委員

穂波減りませんか。そこ確認を。

○ 生涯学習部長

先ほど館長が答弁いたしましたけど、実質旧条例につきましては盆休み8月13日から15日まで休みという穂波の取扱でございましたけども、この分は今回の条例改正で外していますので実質的には休みは減ると、開けるということになります。それから12月29日従来は2

8日から4日でしたけどこれを29日からにしていますので、実質的にはこの1日も開館をするということですので休館が減るとい形になると思います。

○ 江口委員

館内整理日がありますよね、館内整理日10日以内であるんで、月曜日については旧条例は月曜日が休みですが、新しい条例は振り替え休日の場合には翌日が休みになることがありますよね。そうすると月曜日だけを考えてもプラスです、休館日が増える可能性がありますよね。年末年始に関しては1日確かに休みが減ります、ところが館内整理日があるでしょ、別に定める日及び1月4日それと蔵書点検が10日ありますよね。開館日が減ると思うんですが。

○ 生涯学習部長

蔵書点検等につきましては従前につきましては条文の中には10日以内とか実質的に具体的な日にちは謳っていませんでしたけど今回文言整理で10日以内と謳っています。ところが実質館内整理につきましては5日以内位で終わるだろうという形で文言の整理として10日以内ということで整理をさせていただいています。

○ 楡井委員

今の関連ですが10日以内という定めがあれば10日まで休んでも悪くないという形に理解されるじゃないですか、そうすると4日増えても10日間休む可能性を秘めているという意味でいえば、開館日が増えたと、市民の皆さん方に開放できるということにはストレートにはならんんじゃないですかね。そういう指摘をしておきます。それから運営協議会についてですが全5館に対する影響力を持つということでしたけど、特に飯塚と筑穂と庄内は指定管理者になってしまってここに議会、市民の意見がなかなか反映しにくいであろうというふうに我々思っておりますし、そういうふうな方向で討論質問もしてきたんですが、今度それが15人から10人に減るといことと言えば、この運営協議会そのものが市民の意見を結集するといいますか一人でも多くの意見を反映させるということからすれば後退した形になるんじゃないかと思ひます。その点を2回から4回に会議の開催日を多くするということであっても考え方の同じ人が会議を開くわけですから市民の意見を広く結集するということにはならないんじゃないかというふうに思ひわけです。この15人ということと10人ということがきちんと法律上定められているものであるかどうかですかね、その点いかがですか。

○ 図書館長

只今の件につきまして15人を10人ということ申上げていますが、現状は今12名で3人欠員になっています、現状からいきますと2名減員になるということなんです。それと根拠といたしましては特に何名以内というは無いようなんです。私どもが県内の図書館のある市に確認したところですが、10市ほど確認しました。そうすると運営協議会がないところが2箇所、福岡市が委員数は20名以内で福岡市の総合図書館に設置しているということでございます。北九州につきましては30名以内ということございました、現状は17名との事でした。それと、久留米市が委員数20名以内置いていることを聞いています。それから大牟田市と朝倉市は運営協議会の委員を置いていません。直方市は12名以内となっています。あと、柳川市、それから小郡市、それから田川市、嘉麻市ここはいずれも10名以内となっていますのでそれを参考にいたしまして10名以内ということ考えました。

○ 楡井委員

まあ、合併後15人の定数でやってきたけど現状が12人というようなことなんですけど、これは関係無いですね。15人という定数については各自治体が3人ずつということ現状に欠員が出来てるのは各自治体が派遣しきれなかったというふうなことで15名が今12人とかいうことになってると聞いています。ですからやはりここは15人の定数をきちんと確保してそして公募なり何なりきちんとした方がいいんじゃないかと思ひますね。そうしないと市民の意見を広く結集するとい方向のほうがいいんじゃないかと思ひます。そうしないとこの運営

協議会そのものが小さくなってしまったような状況で面白くないというふうに思います。そういう意味では権限を5館全体に対する権限をもった協議会ですからねそれなりの人数と市民の意見をきっちり反映させる、そういう状況を保証すべきだと思います。

○ 生涯学習部長

先ほど言われました人数、定数についてでございますけど、これは図書館法によりましてそれぞれの自治体において要するに人数定数を設けることが出来ると法的根拠がございますのでそれによりまして今回10名ということで提案をさせていただいております。更に先ほど言われますように、この10名の選出母体である社会教育関係団体あるいは学校教育関係者それから学識経験者等々とおられますのでそういう中から幅広く選出をしてこの10名の選出にあたっていきたくて思っていますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほどの意見と繰り返しになりますが、やはり図書館にしても指定管理者制度を導入するときに約5千くらいの署名が集まって指定管理者に対する批判的な意見も出たような経過があるわけですね。そういうことからしても図書館運営には市民の協力といいますか協働というところでは非常に大きな内容があると思います。そういうことを考えたらやはり市民の意見を広く結集する組織的な保証といいますか、そういうものは小さくすべきじゃないと思います。以上のことを主張してこの議案については反対の態度を表明したいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第37号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 飯塚市歴史資料館条例及び旧伊藤伝右衛門邸条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 文化課長

議案第38号 飯塚市歴史資料館条例及び旧伊藤伝右衛門邸条例の一部を改正する条例の制定について ご説明いたします。議案書80頁をお願いいたします。本条例の提案理由でございますが、飯塚市歴史資料館及び旧伊藤伝右衛門邸を訪れる観光客等の回遊促進が図られるよう休館日を変更するため、本案を提出するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。82頁をお願いいたします。右が現行、左が改正案でございます。はじめに歴史資料館条例の一部改正についてご説明いたします。第5条の改正案では、第1号アにおいて、現行の「月曜日の休館日及び月曜日が休日に当たる場合は翌日を休館日」としていたものを、「火曜日を休館日とし、火曜日が休日に当たる場合はその翌日を休館日とする、但し火曜日及び水曜日がともに休日となる場合は休館しない。」と改正するものです。第2号では穂波郷土資料館の休館日を定めたものですが、改正案の第2号アにおいて、「12月29日から1月3日までを休館日」と改め、市民サービスの向上を図るため現行の「8月13日から15日までの休館日」及び「12月28日」並びに「1月4日」の休館日を廃止するものです。旧伊藤伝右衛門邸条例の一部

改正についてご説明いたします。第3条の改正案では、現行、月曜日から水曜日までを休館日としていたもの火曜日及び水曜日に改正するものです。これは、平成19年度においては、文化財としての指定を受けるための調査並びに補修工事等のため月曜日から水曜日までの3日間を休館日としていましたが、それらの調査並びに改修工事等がほぼ終了し、20年度においては、庭園の調査を残すのみとなったことら、伊藤邸を見学にこられる来館者の利便性の向上を図るために改正したものです。なお、月曜日を開館日にしたのは、平成19年度の曜日別の統計上休館日のうち月曜日の利用者が多いこと、観光ツアーで日・月での1泊ツアーが多いことなどを考慮し、商工観光課とも協議の上定めております。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 飯塚市歴史資料館条例及び旧伊藤伝右衛門邸条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第39号 飯塚市民プール条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

(説明)

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

穎田の小学校、中学校にプールがあるかどうか、それから庄内、筑穂、穂波、それぞれどうなっているか、学校プール、この状況をお聞きしたいと思います。さらに穎田にはこの別に公設、公の施設としてのプールがあるかどうかについてお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

穎田には小学校プールはございます。中学校のプールはありません。

庄内につきましては、同じく小学校のプールはありますが、中学校のプールはございません。

筑穂でございます。筑穂には筑穂中学校の敷地内に市民プールを有しております、それを中学校のプールとして利用しております。

それから穂波でございます。穂波西中、それから穂波東中でございますが、小学校にはプールはありますが、穂波西中学校にはプールはございません。穂波東中学校にはプールがございます。

それから穎田には公の施設としてプールがあるかのご質問でございますが、穎田には小学校のプールだけが残るということになっております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

これで穎田からまた公の施設が1つ消えるということになります。これ以前は病院、志ら川

荘、そして保育所が2つが1つになるというようなことになっていると思います。そういう意味では次の議案にも関係というか、関わりありますけれども、周辺部といいますかね、中心、この市役所から遠いところで公の施設が次々に減っていくような状況が生まれているんじゃないかというふうに思います。したがって既に現在、平成14年から使われてないということではありますけど、この条例を残すことによって颯田からプールの条例を削ることによって、復活の道を閉ざすというようなことにもなるというふうに私思いますので、そういう意味ではこの条例を廃止することに反対をいたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 飯塚市民プール条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例及び飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明と併せ27番議員から審査要望のありました件についての答弁を求めます。

○ 児童育成課長

議案第40号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例及び飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書86ページをお願いします。87ページから88ページが改正の条文でございます。はじめに「飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例」の一部改正について説明いたします。飯塚市では、「飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例」に基づき、放課後児童健全育成事業を21ヶ所で実施していますが、旧飯塚・筑穂・颯田地区は児童クラブ、旧穂波と庄内が学童保育と呼んでおり、名称が混在していることから、今回事業の名称を児童クラブに統一するものです。また、事業の実施施設につきましては別表に定めていましたが、児童センター及び児童館とするに改めています。放課後児童健全育成事業の実施時間及び休日は、運営要綱で定めていましたが、条例化していなかったため、実施時間等の明文化を行なっています。児童クラブ保護者負担の名称を使用料から利用料へ改正するなど条文の整備を行なっています。つぎに「飯塚市児童センター及び児童館条例」の一部改正についてですが、現在飯塚市では、児童厚生施設である「飯塚市児童センター及び児童館条例」と、放課後児童健全育成事業を実施するための「飯塚市学童保育所条例」があります。学童保育所では一般児童は利用の対象者とならなかったことから一般児童も利用できるように、旧穂波地区の学童保育所（5ヶ所）を児童厚生施設（児童館）として位置づけするものです、尚これに伴い学童保育所条例を廃止するものであります。また内野児童館につきましては、旧筑穂町において平成7年に高齢者生活福祉センターとの複合施設として併設し、現在まで運営を行なってきましたが、創設当初より利用者が少なく、平成16年から現在まで利用者が無いことから、平成19年7月より地元代表者と協議を重ね平成20年2月8日内野児童館については廃止することで同意を得たことから、今回廃止するものです。以上で提案理由の説明を終わります。

次に、本会議において27番道祖議員から審査要望がありました、今回の改正が条例に定められている運営委員会の設置なしに提案されている点についてですが、今回の条例改正（案）につきまして、穂波地区の各学童保育の保護者の方や現場には説明を行い、基本的な了解は得ております。また内野児童館の廃止につきましても、地元代表者・保護者への事前説明を行い、同意を得ておりますが、本来ならば児童センター等運営委員会を開催し審議をして頂き、条例改正（案）を提案すべきではありましたが、運営委員会を開催しなかったことについてはお詫

び申し上げます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

穂波の関係の分ですけれども、従来は来る人が固定されてましたですね。今後は一般の人もということで、来たり来なかったりする人も当然おるといふふうに思うんですよ。その際の費用といいますか利用料といいますか、これはどういうふうなふうに考えればいいのか説明をお願いします。

○ 児童育成課長

利用料につきましては児童クラブの登録児童につきましては3千円ということで、児童センター・館を利用する一般の児童につきましては無料ということになっております。

○ 楡井委員

穂波の場合、児童館とかいう形で分けてないですよ。小学校の敷地の中に5つ、この学童保育の場所が設定してある。そこを18歳未満の方は使ってもよろしいと、こういうことでしょ、今度の改正は。そうなってくると、来る日もあるし、来ない日もある。全く来ないかもしれない。毎日来るかもしれないというような不定期ですから固定した利用料を取るといふわけにはいかんわけですよ。そうすると、小学校6年生までですかね、月3千円と定期の利用料は取ってるのに、それ以外の一般の人たちは利用料を徴収しないという、そこ辺の矛盾といいますか、そこをどう考えればいいのかということなんですよ、質問は。

○ 児童育成課長

一般児童の利用料の無料の根拠ということになるかと思いますが、児童福祉法56条におきまして保育所の保育料等について費用を徴収することができる旨定めているが、児童厚生施設、児童館等の利用の対価を徴収できる旨の規定は定めてありません。地方自治法第225条でいう公の施設の利用につき使用料を徴収できると定め、使用料を徴収することは自治体の裁量に委ねられております。飯塚市におきましては児童センター及び児童館条例第10条の規定により無料という規定をしておりますので無料ということしております。

○ 楡井委員

ちょっと理解がまだいかなのですけどね、小学校6年生までその施設を定期に使う人は3千円徴収されると。他の人は取らんでもいいということになってくると、そこで一緒に施設を使う人の間とか、その人の保護者の人たちの関係で矛盾が出てくるんじゃないかというふうに思うんですけども、その矛盾はないんですかね。

○ 児童社会福祉部長

現在飯塚市には21カ所の児童クラブと学童保育事業を実施されております。穂波については学童保育事業ということで会員登録をされた、課長今答弁いたしておりますように月額3千円の利用料、それと別におやつ代が保護者会の方で概ね1500円前後取られております。今の旧穂波地区であれば会員の方だけが利用できる事業、利用できる専用施設という位置づけをしております。今回提案させていただいております条例改正につきましては、一般の18歳未満の子どもさんも施設ができるようにと。これ旧穂波を除きますところの16カ所の利用状況でございますけれども、一般の方の利用が3万2千人あっております。穂波を含むところの児童クラブなり学童保育事業の利用者年間延べ人数は36万人にも及んでおるといふ状況です。私自身もじゃあ一般の方が6万人プラスの3万2千人増えると。じゃあ穂波地区において一般の方の利用もできるような、今度条例改正をいたしておりますけれども、当初のところはやはり今まで合併前の利用状況の中で児童クラブの会員さん以外の子どものさんの利用は少ないかもしれないとは思っております。しかし18年の3月26日に新市合併いたしまして、2年を経過しようとしております。施設を利用したいという子どもさんがおられれば、これ無料になり

ます。一番私心配しましたのは、おやつをもらえる子ともらえない子がおると、これ非常に問題じゃないかと。職員なり指導員あたりもそこら辺のところ十分に確認をいたしましたら、穂波を除きますところの16カ所で実施する中では、子どもも慣れて割り切って、おやつは要するに会員の子ども以外はもらえないというのはもう理解しておるし浸透しておりますよということの話も十分聞いた中での今回の提案をさせていただいております。そういったところで委員、そこら辺のところを懸念をされてのご質問をされておると思いますので、今後とも、特に穂波地区の5カ所の現学童保育所、改正を認めていただければ児童館の運営につきましては、今後とも私ども現場の動向等注意を払った中での適正な子育て支援のサービス提供に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○ 田中廣委員

今の質問、私はちょっと矛盾を感じる。何でかというとおやつをもらえる子ともらえない子、このところはよく考えていただかないかんと思う。割りきつとるということでは私はならんと思う。この穂波の学童保育所ができるときに、楽市小学校が一番にできたんですよ。そのときに私はある町、長崎県の長与町というところ、個人研修でさせていただきました。長与町には5つの保育所があるわけですね。4つが児童館、1つが保護者と一体となった、行政と一体となった学童保育所と。今穂波がそういうふうやってると、私はそういうふう思ってるわけです。そのときにやはり私も研修に行った折に報告書を上げさせていただきました。こういう報告書ですと。ですからこのことを参考にしてもらえませんかということでやりました。そのときに当時の課長と係長が2人で行かれております。そしていろいろ話を聞かれた段階で穂波町は学童保育所を取り入れようと、これが1996年に私が行ってきたわけです。楽市保育所がもう建設に入りましたから、いろんな決め事を、そしてまた保護者が一体とならんと学童保育所の中は、言うなら児童館であれば職員にまかせっきり。先ほども言われた誰でも来れるという状況の中で、親は関わり合いもないでも、子ども達だけ行っとけと。そしてそこでどういうふうな状況になりよるといことが分からないというような問題点がその中にあったわけなんです。ですから私はそのことを報告して、そして今後の穂波町の取り組みに生かしていただきたいということでやってまいったところでございます。その折に課長その他審議されたでしよ。そういう取り組みがいいでしょうということでございましたけども、私は今話を聞いて見ますと児童館ではおやつを食べられない子、食べられる子、このことの思いを持って、やっぱりもうちょっとこれ考えていただかないかんのやないかというふうに思います。何を考えれというのかというと、子どもたちの気持ちを考えていただきたい。また親の思いというものもあると思うんですよ。ですから全てのそこに利用する子どもたちが会員になるということも必要ではないかと。それで18歳からということで、私思うんですけど、ただこれちょっと問題があるかなというふうに思いますけれども、この穂波町が建設に至った、また私が研修に行った先でも、飯塚市の潤野小学校の事件のこと、このことが採り上げられたわけなんです。そしてこれをやらんと保護者が家に鍵っ子として置く、この子達のその時間帯をどういうふうになるかということをして全ての人心配して、この保育所を作ったんです。その思いというものをもう少し真剣に考えていただきたい。保護者会が全てできておりますということは聞いております。しかしその保護者の思いがどの辺まで伝わっておるのか、申し述べていただきたい。

○ 児童社会福祉部長

学童保育所の保護者会、旧穂波の5つの小学校に学童保育所5つありまして、本当に素晴らしい保護者会の大きなサポートの下での学童保育事業が実施されておったと。私も一昨年になりますか、合併してすぐ今の部長の担当になりまして、他の16の児童クラブでございます。実態を確認いたしましたところ、一部分保護者会のできてないところもございました。そういった素晴らしい旧穂波で実施されよりましたところの保護者会、そして青少年健全育成会、また地域の皆さん方のいろんな児童クラブ事業、学童保育事業への地域としての関わり、参画を積

極的に進めるべきであるということで、もう2年を経とうかとしておりますけれども、非常にそのところは穂波で実際やられよったことを参考にしながら、各地区に課長以下職員一丸となりまして進めていく中で、おかげさんで現在では21の事業について全部、お手元に資料、今朝お渡しさせていただきましたけれども、

おかげさんでそういった体制作りも進んでおると。これから先もより一層の児童クラブ事業、学童保育事業を進めて行きたいというふうに、方式を踏まえた中で進めて行きたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 田中廣委員

先ほど18歳以上と言ったそうで、18歳以下ですね。訂正します。

このことにつきまして、やはり部長以下、会長以下じゃございませんよ。部長以下がやはり飯塚の子を宝として育てていくわけですから、やっぱりその辺の心配り、例えばおやつを食べている子、食べていない子とか、いろいろそれを割り切ったというふうな形では、子どもたちはそんなに簡単に行かんと思います。その辺をしっかりとまた考えていただきたい。そしてまた地域の人とのしっかりした協議をし、保護者、それから子どもたち、それから職員の方々一体となって立派な児童館作りですよ、今後は。そういうものに発展をしていただきたいと私はお願いをしておきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

筑穂町のこの内野の学童の閉鎖ですが、これ全然今まで学童の利用者がいなかったというような経過も報告されました。現在小学校も40人から50人くらいではないかというふうに言われております。40人ないし50人の子どもさんがおられて、この学童の利用がないというのは地域の特性もあるんでしょうけれども、やはり将来の出生率、高齢化率、こういうこととも絡んでくるのではないかというふうに思うんですね。先ほど穎田のプールのことで言いましたように、周辺部のこういう公の施設が次々に消えていくというのは非常にさびしいことでもあるし、逆にそういう周辺部の活性化を考えないかんのじゃないかと思うんですね。そういうことからして、筑穂の内野の学童の施設をなくすこと、これはやっぱり再考した方がいいんじゃないかというふうに思いますので、この点についての反対の態度の表明ということにしておきたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第40号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例及び飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 17:24

再開 17:34

委員会を再開いたします。

次に「議案第41号 飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び飯塚市重度心身障が

い者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

(説明)

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

討論はありませんけれども、本会議でやらせていただきますが、これには賛成できません。よろしくお願ひします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第41号 飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例及び飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第43号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

○ 健康増進課長

提案理由の補足説明をいたします。今回の改正は、国民健康保険法の改正により70歳から74歳までの療養給付に係わる一部負担金の割合を1割から2割へ引き上げ、3歳から就学前までの一部負担金3割を2割に引き下げ、特定健診等の開始による保健事業等の見直しを行うために、関係規定の整備を行うものでございます。新旧対照表で説明をいたします。104ページをお願いします。第6条一部負担金において、1号2号で年齢の引き上げ、3号で負担割合の変更、4号で条文整理を行い、次の第7条で、特定健診の実施を規定いたしております。尚、附則では施行期日を規定いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

議案書の105ページの7条のところなんですけど、括弧が1、2、3、4とあります。右の方は1、2、3、4・・・9まであるんですよね。これで生活習慣病その他疾病の予防、健康づくり運動、栄養改善、母子保健というのが新しい方にはないんですけども、これはなぜ削ったのか示してください。

○ 健康増進課長

第7条の本則の方にアンダーラインが引いてある中にありますように、個々に特定検診等を行うものとするという、このことによって網羅いたしておりますので削っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この条文の中に70歳から74歳、これは午前中の討議の中でもちょっと意見言いましたけど、この70歳から74歳の人たちの窓口の負担料が2割に引き上げられますし、この年代の方たちが現役並みの収入を得ている人たちについては、窓口負担料が3割になるというような住民負担の改定ということになっておりますのでこれは賛成ができないということで反対をいたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第43号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第44号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

「議案第44号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の106ページをお願いします。税制改正の影響により、住民税非課税世帯から課税世帯に変わるなどして、保険料段階が上がった被保険者に対しては、平成18年度及び19年度は保険料が急激に上昇しないよう、段階的引き上げとする激変緩和措置を講じてきましたが、国の政令「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の改正に伴い、平成20年度においても、保険料水準を平成19年度の水準にとどめる激変緩和措置を講じるため、飯塚市介護保険条例の一部を改正するものです。議案書109ページ新旧対照表をお願いします。条例の附則に「平成20年度における保険料率の特例」を1項加えるもので、附則の第13項の改正後の政令に基づき、平成19年の合計所得金額が125万円以下であり、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者で、政令附則の条件（第4条第1項第5号及び第6号）に該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料は、以下、第1号から第5号まで各号の平成19年度と同じ金額に据え置くよう改正するものです。なお、この条例は平成20年4月1日から施行としております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第53号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

提案理由の補足説明をいたします。医療制度改革により20年度から本格施行されます「後期高齢者医療制度」に係わる各保険者よりの「後期高齢者支援金」を創設するために、国民健康保険税の賦課方法の改正が必要となり、税率の改正を行うものでございます。今回の条例改

正は、国保税の「医療分」の「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を、賦課方法に新たに「後期高齢者支援分」を設けるもので、現在の「医療分」の合計税率は変えずに「率」と「金額」を「医療分」と「支援分」に分割する方法で改正することといたしております。又、賦課限度額は、現在の「医療分」56万円が47万円となり、「後期高齢者支援分」が12万円新設される事となる予定ですが、このことについては地方税法の改正が必要となりますので、現在税制改正については審議中であり、現時点で法が未公布ですので今回の改正には示しておりません。尚、この件については、法整備がなされた後、議会提案のいとまがないと思われまますので「専決処分」で対応したいと考えております。又、「介護分」については、税率・限度額ともに変更はございません。新旧対照表で説明をいたします。10ページをお願いします。下線の部分を改正するものでございます。第3条では、後期高齢者支援金等に係わる文言を追加しております。第4条第1項中、所得割「100分の10.5」とあるのを、「100分の8.5」と改正し、第5条中、資産割「100分の15.0」とあるのを、同じく「100分の8.7」と改正し、第6条中、被保険者均等割額「24,600円」とあるのを「19,300円」と改正し、第6条の2で世帯別平等割額「27,000円」とあるのを、第1号で、特定世帯以外の世帯「21,200円」と、第2号で特定世帯「10,600円」とに改正をいたしております。この特定世帯とは、例えば、夫婦のみの世帯で、四月以降、夫は後期高齢医療、妻は国保と分かれた場合、平等割額は被保険者が一人でも複数でも金額が同じですので、実質的には妻の負担が増える事が予想されます。このような影響を軽減するために世帯割分を半額とするものですが、このような世帯を「特定世帯」と表現されております。第7条では新規に、後期高齢者支援金分の所得割を「100分の2.0」と規定し、第8条でも新規に、同じく資産割を「100分の6.3」と、第8条の2においても同じく被保険者均等割額を「5,300円」と規定いたしております。第8条の3では、第1号で特定世帯以外の世帯は「5,800円」、第2号で特定世帯「2,900円」とに規定いたしております。次の第12条及び、次のページの第15条から第21条までは、制度改正で徴収の方法が、普通徴収のほかに、65歳以上の老齢年金受給者に対して、特別徴収の方法が取り入れられる事になるために、所要の規定を挿入いたしております。14ページの第24条第1項では、保険税の軽減を規定いたしておりますが、7割・5割・2割の軽減額を改正するとともに、特定世帯の特例についても規定いたしております。次のページの第28条では、65歳以上の今まで被用者保険の被扶養者であった者にかかわる減免規定を新たに設けております。以下は、それぞれ条文の整理をするるとともに、附則で公的年金等に係る所得の控除の特例が、18及び19年度で終了いたしましたので関係規定を削除いたしております。尚、附則では、施行期日と経過措置を規定いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この条例の改定も後期高齢者医療制度の実施を執行するための条例の改定ということになっていると思います。加えてこの関係でいえば特定世帯というところへ国保に残る人の分が2分の1になるというふうに説明がありましたけども、それでもその分だけが負担が大きくなるという問題があります。更には上限については59万になるかもしれないと、専決処分ですまらせてくれという意味でいえば56万円から59万円の上限の引き上げということなどがあってこれは住民負担の増加の為の条例になっているということがありますのでこの点について反対ということで私の意思表示としたいと思っております。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の件について、併せて、案件にはありませんが学校教育課より「インターネット上の書き込み事案について」報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外について」の報告を求めます。

○ 児童育成課

児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外について平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され児童扶養手当法第13条の2の規定により、支給開始月の初日から起算して5年を超える場合には、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止を行うことと規定されています。

本市におきます、平成20年2月29日現在の児童扶養手当自給者1,933名の内、平成20年4月の5年等経過者は724名でございます。この一部支給停止措置は、手続きをすることによって、一部支給停止措置適用除外となりますので、児童育成課より5年等経過の2ヶ月前に通知を出し、通知を受け取られた方は、5年等経過月の末日までに「児童扶養手当一部支給停止措置適用除外事由届出書」及び就業していること。それから、求職活動等の自立を図るための活動をしていること。また、障がいの有する場合など、関係書類を提出していただき、審査後に一部支給停止措置適用除外となります。一部支給停止の適用除外となる理由がない方、関係書類の提出が無い受給者については、児童育成課に来ていただき就業に向けた求職活動指導を行ない、関係書類を提出した場合、審査後一部支給停止措置除外となります。指導に従わず、求職活動等を行わず、就業意欲が見られない場合は、一部支給の停止の適用となります。

児童育成課としましては、母子家庭の生活の安定と自立促進を図ることから、今後も就業支援に努めていきたいと考えています。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「インターネット上の書き込み事案について」の報告を求めます。

○ 学校教育課長

学校におけるインターネット上の書き込み事案について報告します。平成20年3月3日(月)及び3月10日(月)の2回にわたって、インターネット上に「15時に福岡県内の小学生を殺してみる」といった内容の書き込み事案が発覚したとの情報が入り、直ちに各学校に対し、電話・ファックス・電子メールにて報告を行い、下校時の対応を指示いたしました。

今回の事案で、各学校への対応といたしまして、集団下校、教師による下校時の巡回、危険箇所の見守り、保護者・自治会等への連絡と同時に下校時の見守り等の協力依頼を行っております。3月3日の事案につきましては、書き込み者は福岡市内の小学生で、いたずら目的であることが特定できております。また、3月10日の事案につきましては、書き込み者が県外の人間でいたずら目的であることが特定できております。今回発生しました2件の事案対応につき

ましては、各学校の取組がまちまちであったこともあり、各学校の対応について調査をするとともに、今後の危機管理体制を含め、P T A・地域の方々と連携し、周知文書の発信等について、統一化した取り組みで対応し、子どもたちの登下校におきます安心・安全の確保に向けて指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中廣文委員

各学校の、いうなら対応がまちまちであったということですね。教育委員会からは指示を出されたと。そのことについてひとつ聞きたいんですが、どういう対応をされたのか教えていただきたい。

○ 学校教育課長

先ほど説明でも申し上げましたように、各学校に対しましては集団下校、教師における下校時の巡回、それから危険箇所等の見守り、保護者、自治会等への連絡と同時に下校時の見守り隊への協力依頼を行ってくださいという指示を出しています。

○ 田中廣文委員

指示は出されましたけど、学校の対応がまちまちであったということでしょう。そのことについて聞いているんです。どんな対応されたのか。いうなら文書でもってこういうことがおきていますからという、保護者等へお知らせされたのか、それやら、どういうふうにされたのか、私わかりませんのでお聞きしているわけです。

○ 学校教育課長

文書等の発送をした学校と、していない学校とがございました。そういうところでのまちまちとかですね、先ほど言いましたように集団下校をやったところとやっていなかったところ。それから危険箇所等に見守りとして立っていないというような、そういったところに学校の格差があります。

○ 田中廣文委員

またなんでそんなふうになるんですかね、教育委員会から指示されて、学校がそのことについて対応しなかった、このことは大変問題ですよ。いうなら保護者への対応、登下校でも集団でやるとか、今いわれたように地域への徹底、こういうものは文書でもきちっとやっていただく、そしてまた地域に広めていただく、そして子どもたちが一人でも二人でも、遊んでいるときでも目をかけてやるということが大切じゃないでしょうか。その辺どう思われていますか。

○ 学校教育課長

今、議員ご指摘のとおり確かにそういった対応がまちまちでしたので、今後、危機管理を含めましてP T A、地域、連携してまして文書の発信等についても委員会として統一した取り組みで対応できるように、先ほど申しました、そういうことをやって子どもたちの登下校の安心安全の確保に徹底して努めてまいるように指導を行っていきたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。